

22100

静岡県

静岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
静岡市企業立地促進事業(工場等設置事業)補助金交付要綱	H17.4 (H19・H20・H21・H25・H27・H28 H29 R1 改正)	工場等設置事業 〔新規雇用・用地取得・設備投資助成〕 1.対象事業 市内に工場等を新增設し、機械設備を購入して業務を開始する事業 2.対象業種 (1)製造業の用に供する施設 (2)製造業、道路貨物運送業、倉庫業若しくは運輸に附帯するサービス業の用に供する施設又は卸売業、小売業の分野に係る施設のうち、加工・組立・こん包等の作業が行われるもの (3)情報通信業の用に供する施設 (4)研究所の用に供する施設 3.主な要件 (1)用地取得助成にあつては、1,000 ㎡以上の用地取得(研究所は床面積 200 ㎡以上) (2)建物を新增築 機械設備を購入(設備投資額 5,000 万円以上) (3)市内への新規進出の場合、従業員 10 人(研究所5人)以上 (4)市内に事業所がある企業の増設等の場合、従業員が減少しないこと。 ※事業継続計画(BCP)等による移転の場合は、従業員が減少しないこと (5)用地取得後3年以内(未造成地5年以内)の操業(用地の取得がない場合は事業着手後2年以内の操業)	1.新規雇用助成 新規雇用従業員 1人 25 万円(パート、市外在住者は 1/2 換算) 2.用地取得助成 用地取得費の 10%以内 〔限度額〕1.+2.=1億円 ※成長分野の工場又は研究所又は戦略産業の工場等の場合は 15%以内 〔限度額〕1.+2.=1.5 億円 ※重点地域へ進出(設備投資額5億円以上)の場合は 20%以内・限度額 10 億円 3.設備投資助成 設備投資額(建物建設費と機械設備購入費)の3%~7%以内 〔限度額〕3,000 万円 ※下記のいずれかの場合は限度額5億円 ・H19.4.1 以降重点地域へ進出(設備投資額5億円以上の場合) ・事業継続計画(BCP)等による移転 ・研究所 ・戦略産業の工場等 ・マザー工場
静岡市企業立地促進事業(事務所賃借事業)補助	H17.4 (H18・H19・H20・)	事務所賃借事業 〔建物賃貸料助成〕 1. 対象事業 市内に事業用の建物を賃借し、業務を開始	建物賃貸料助成 ・建物賃貸料の 1/2 以内 〔限度額〕 ・200 万円/年

<p>金交付要綱</p>	<p>H26・ H27・ H28・ H29・ 改正)</p>	<p>する事業</p> <p>2.対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)情報通信業の用に供する施設</p> <p>(3)コンテンツ制作業の用に供する施設</p> <p>(4)公的創業支援施設からの事業拡大</p> <p>(5)対事業所サービス業</p> <p>(6)大規模事業所</p> <p>(7)物流業、卸売業、小売業</p> <p>(8)検査分析業</p> <p>3.主な要件</p> <p>(1)市内への新規進出従業員3人以上 市内での移転等従業員1人以上の増加</p> <p>(2)床面積 25 ㎡以上(製造業は 300 ㎡以上、物流業・卸売業・小売業は 600 ㎡以上)</p> <p>(3)概ね1年以上の事業実績</p> <p>※大規模事業所(対象業種(6))の場合は従業員 30 人以上又は床面積 300 ㎡以上(製造業 1,000 ㎡以上)</p>	<p>・大規模事業所の場合は 500 万円/年</p> <p>・新規進出・大規模事業所の場合は最大2年間</p>
<p>静岡市本社機能移転等促進事業補助金要綱</p>	<p>H28.4.1 (R1 改正)</p>	<p>本社機能移転等促進事業</p> <p>[用地取得・新規雇用・本市転入者・設備投資・建物賃借料助成]</p> <p>1.対象事業</p> <p>地域再生法第 17 条の2第1項に規定する県の認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づき、移転又は拡充を実施する事業</p> <p>2.主な要件</p> <p>[移転型]</p> <p>(1)建物を新築し、増築し、購入し、若しくは賃借し、又はその用途を変更</p> <p>(2)移転の場所が、静岡市が作成する地域再生法第5条第1項の地域再生計画に記載された同条第4項第5号イの地方活力向上地域内</p> <p>(3)移転後の事業所における従業員の数が3人以上</p> <p>[拡充型]</p> <p>(1)建物を新築し、増築し、購入し、若しくは賃借</p>	<p>補助金</p> <p>[移転型]</p> <p>1.用地取得助成 用地取得費の 10%</p> <p>2.新規雇用・本市転入者 新規雇用従業員1人 25 万円 本市転入従業員1人 50 万円 (限度額 1.+2.=1億円)</p> <p>3.設備投資助成 設備投資額(建物+機械設備購入額)の 5%(限度額 5,000 万円)</p> <p>4.建物賃借料助成 建物賃借料の1/2を3年間(限度額 500 万円/年)</p> <p>[拡充型]</p> <p>1.用地取得助成 用地取得費の5%</p> <p>2.新規雇用 新規雇用従業員1人 25 万円</p>

		<p>し、又はその用途を変更</p> <p>(2)拡充の場所が、静岡市が作成する地域再生法第5条第1項の地域再生計画に記載された同条第4項第5号イの地方活力向上地域内</p> <p>(3)拡充後の事業所における従業員の数が、事業着手日以後に1人以上増加</p>	<p>(限度額 1.+2.=1億円)</p> <p>3.設備投資助成 設備投資額(建物+機械設備購入額)の3%(限度額 3,000万円)</p> <p>4.建物賃借料助成 建物賃借料の1/2を1年間(限度額 200万円)</p>
静岡市企業立地用地供給促進事業補助金要綱	H28.4.1	<p>民間団地開発事業</p> <p>[造成工事費助成]</p> <p>1.対象事業 高度化事業による開発・立地一体型の団地整備を行う事業</p> <p>2.対象者 1の事業を行う協同組合</p> <p>3. 主な要件</p> <p>(1)工場等の用に供する団地</p> <p>(2)2区画以上の区画整備</p> <p>(3)事業着手日から5年以内に業務開始</p> <p>(4)他の静岡市企業立地促進助成制度による補助を受けていない</p>	<p>補助金</p> <p>・団地内の共用施設の整備に係る造成工事費の1/3</p> <p>・限度額 5,000万円</p>

22130

静岡県

浜松市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
浜松市企業立地促進事業費補助金【用地取得・新規雇用】	H15.4 (R2.4 改正)	<p>○対象区域 市内全域</p> <p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、データセンター(自家用倉庫、リサイクル業等除く)、高度な物流施設及び植物工場 ・研究所等(研究所、ソフトウェア業、工業デザイン業) <p>○主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得等契約前に着手届出書の提出及び受理 ・R2.4.1以降の用地取得等契約 ・用地取得等契約日から3年以内に操業(未造成用地・大型特例(※1)は5年以内) ・市税に滞納がないこと ・住民税納税につき特別徴収義務者であること ・事業計画の認定を受けていること ・製造業、データセンター、高度な物流施設及び植物工場の場合、用地取得面積 1,000 m²以上(借地を除く) ・研究所等の場合、研究等の用に供する延べ床面積 200 m²以上 ・市内雇用増1人以上、もしくは市内雇用維持かつ生産性向上 <p>※県の用地取得費・新規雇用補助金との併用可。ただし要件は異なるため、県への確認が必要</p> <p>※研究所は研究員が5人以上、高度な物流施設及び植物工場は常駐する従業員が10人以上要件</p>	<p>補助金</p> <p>○用地取得費の15%以内</p> <p>ただし、以下の条件に合えば割増しの特例があります。</p> <p>a 浜松市に工場等を有しない企業が10,000 m²以上の用地取得をする場合 用地取得費の20%</p> <p>b 特定地域内(※2)及び第三都田地区に立地し、かつ県成長分者に該当する場合 用地取得費の20%</p> <p>○新規雇用従業員1人 50万円</p> <p>(特定地域(※2)及び第三都田地区で用地取得費に係る補助金額が4億円超の場合は対象外)</p> <p>○限度額 4億円(特定地域(※2)及び第三都田地区は8億円)</p> <p>○補助金の交付は1企業につき操業時に1回限り(大型特例(※1)及び市有地取得又は、設備投資費5億円以上の場合は複数回適用可)</p> <p>(※1)大型特例とは、設備投資費(消費税除く)が製造業、データセンター、高度な物流施設及び植物工場は50億円以上、研究所等は25億円以上の場合をいう</p> <p>(※2)特定地域とは、地区計画により工業系以外の立地に制限が加えられていない工業地域及び準工業地域をいう</p>
浜松市企業立地促進事業費補助金【設備投	H15.4 (R2.4 改正)	<p>○対象区域 市内全域</p> <p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、データセンター(自家用倉庫、リサイクル業 	<p>補助金</p> <p>○工場等の建設費のうち、生産、研究等の部分に係る経費及び生産、</p>

<p>資】</p>		<p>等除く)、高度な物流施設及び植物工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所等(研究所、ソフトウェア業、工業デザイン業) <p>○主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得等契約前に着手届出書の提出及び受理 ・R2.4.1 以降の用地取得等契約 ・用地取得等契約日から3年以内に操業(未造成用地・大型特例(※1)は5年以内) ・市税に滞納がないこと ・住民税納税につき特別徴収義務者であること ・事業計画の認定を受けていること ・製造業、データセンター、高度な物流施設及び植物工場の場合、用地取得(借地を含む)面積 1,000 ㎡以上(大型特例(※1)を除く)、建物・設備投資額 5,000 万円以上(植物工場の場合は建物・設備投資額5億円以上) ・研究所等の場合、研究等の用に供する延べ床面積 200 ㎡以上、建物・設備投資額 2,500 万円以上 ・市内雇用増1人以上、もしくは市内雇用維持かつ生産性向上 <p>※投資額5億円以上、新規雇用増1人以上の場合については県の設備投資費補助金との協調補助の場合あり</p> <p>※研究所は研究員が5人以上、高度な物流施設又は植物工場は常駐する従業員が 10 人以上要件</p>	<p>研究等の用に供する機械設備に対する取得経費の合計額の 10%以内(市単独或いは県制度との併用による)</p> <p>○限度額 1億円 (大型特例(※1)の場合 20 億円)</p> <p>(※1)大型特例とは、設備投資費(消費税除く)が製造業、データセンター、高度な物流施設及び植物工場は 50 億円以上、研究所等は 25 億円以上の場合をいう</p>
<p>浜松市企業立地奨励費補助金</p>	<p>H17.7 (R2.4 改正)</p>	<p>○対象区域 市内全域</p> <p>○対象企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進事業費の補助金を交付された企業 <p>○主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税に滞納がないこと ・住民税納税につき特別徴収義務者であること 	<p>補助金</p> <p>○企業立地促進事業費の対象になった土地及び対象となった土地にある家屋に係る固定資産税(県税を除く)、都市計画税及び事業所税(資産割)の合計額に相当する額</p> <p>○限度額 6億円(大型特例は 10 億円) (単年度2億円×3年間)</p> <p>※交付は操業開始の翌年度から3年間(大型特例は5年間)</p>
<p>浜松市都心オフィス進出支援事業費補助金</p>	<p>H21.7.1 (R2.7 改正)</p>	<p>一般オフィス:浜松市中心市街地で新たにオフィスを設置する市外の事業者で3年以上の事業実績があり、当該オフィスで常時雇用者を1人以上(うち市内在</p>	<p>オフィス賃借料(敷金、権利金、共益費、消費税を除く)×1/2(上限月額 10 万円)×36 ヶ月</p>

<p>交付要綱</p>		<p>住の正社員1人以上)雇用している事業者</p> <p>大型オフィス:浜松市中心市街地で新たにオフィスを設置する事業者で5年以上の事業実績があり、下記のいずれかの条件を満たしている事業者</p> <p>①常時雇用者 50 人以上(うち浜松市に住民票のある者が 25 人以上)を雇用するもの</p> <p>②オフィスの床面積(共用部分を除く)が 400 平方メートル以上であること</p>	<p>①オフィス賃借料(敷金、権利金、共益費、消費税を除く)×1/2(上限月額 100 万円)×36 ヶ月</p> <p>②通信回線料(消費税、地方消費税を除く)×1/2(上限月額 50 万円)×36 ヶ月</p> <p>③新規雇用(※)1人あたり 50 万円(本市での事業開始後3年以内に常時雇用者が 50 人以上となった場合)</p> <p>(※)事業開始を含む1年以内に新たに雇用され、1年以上経過した市内在住の正社員が対象</p> <p>○①②③の合計限度額1億円</p>
-------------	--	---	--

22203

静岡県

沼津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
沼津市企業立地 促進事業費補助 金交付要綱	H18.3 H25.8 改正 H27.7 改正 H28.3 改正 H31.3 改正 R1.12 改正	1.対象地域 市内全域 2.対象業種 ・製造業の用に供する施設 ・自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野 に係る開発又は研究を行う施設 ・流通加工等の用に供する施設 3.主な要件 ・工場等の雇用増を伴う新增設 ・用地取得後3年以内(未造成地は5年以内)に業務 開始 (1)工場の場合 ・取得用地面積 1,000 m ² 以上 ・当該事業所の従業員数が業務開始時に 10 人以上 (パートは 1/2 換算)もしくは(初回、2 回目以降は 設備投資額 5 億円以上)雇用数維持し、生産性 10%以上向上 ・既に県内に事業所がある企業等は、県内における 全従業員数の増加が業務開始時に1人以上 (2)研究所、ソフトウェアの場合 ・開発又は研究業務用の床面積 200 m ² 以上 ・研究員の人数が業務開始時に5人以上	補助金 ①用地取得費に 20/100(成長分野 に該当する場合は 30/100)を乗じ て得た額 (ふじのくにフロンティア推進区域 等は 30/100 以内(成長分野は 40/100 以内)) ②市内に住所を有する新規雇用従 業員数に 100 万円(パートは 1/2 換算)を乗じて得た額 ・新規雇用は用地取得日以降の雇 用従業員が対象 ③限度額は①+②で2億円(成長分 野に該当する場合は3億円) (ふじのくにフロンティア推進区域等 は3億円(成長分野は4億円)) ④2回目以降、設備投資額 5 億円未 満の場合①②③の補助率・補助 額・限度額が 1/2 になる(ふじのく にフロンティア推進区域等及び成 長分野の適用はなし) ⑤10 年間の財産処分等の制限や5 年間の書類保管等の交付条件あ り
沼津市医療関連 産業集積促進事 業費補助金交付 要綱	H23.4 H26.11 H31.3 改正	①対象地域 市内全域 ②対象者 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律に基づく医薬品・医療機器の 製造販売・製造業の許可又は登録を得ている企業 で、市内で専ら医療関連製品の製造を行う施設を 設置する事業者 ・医学・薬学研究の用に供する施設、医薬品・医療機	対象経費・補助率 (対象経費) ・建物の設置(新築・増築・既存物件 購入・改修)に要する経費 ・機械設備の取得に要する経費 (補助率) ・上記の補助対象経費に 10/100 を 乗じて得た額

		<p>器等製造の分野に係る開発・研究を行う施設を設置する事業者</p> <p>③主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の取得後3年以内に業務開始 ・従業員の増加 	<p>(限度額)1億円</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1企業等について1回限り。ただし、設備投資額30億円以上かつ補助対象事業所及び当該企業の県内全事業所の雇用増50人以上の場合は複数回の適用あり。 ・10年間の財産処分等の制限や5年間の書類保管等の交付条件あり。
沼津市中小企業設備投資促進事業費補助金交付要綱	H28.3.29 H31.3 改正	<p>①対象地域 市内全域</p> <p>②対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の用に供する施設 ・自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野に係る開発又は研究を行う施設 ・流通加工等の用に供する施設 <p>③主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業着手後2年以内の業務開始 ・中小企業基本法に規定する中小企業者であること ・設備投資額1億円以上 ・従業員の増加 	<p>補助金</p> <p>①建物の設置(新築・増築)、機械設備の取得(新規購入)に要する経費に 3.5/100(成長分野に該当する場合は 5/100)を乗じて得た額</p> <p>②限度額は 1,750 万円(成長分野に該当する場合は 2,500 万円)</p> <p>③10年間の財産処分等の制限や5年間の書類保管等の交付条件あり</p>
沼津市本社機能移転拡充促進事業補助金交付要綱	H29.7.14 H31.7 改正	<p>① 対象地域 市内一部地域</p> <p>② 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、本社機能の移転又は拡充を実施する者 <p>③ 主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画が、静岡県知事に認定されていること ・整備計画の認定から2年以内に特別償却設備を新設又は増設すること ・特別償却設備の取得価格の合計が 3,800 万円(中小企業者は 1,900 万円)以上 	<p>補助金</p> <p>①限度額は、整備計画に基づき取得する本社建物等の固定資産税及び都市計画税に、下記に定める割合を乗じて得た金額</p> <p>【移転型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度=4分の4 ・第2年度=4分の3 ・第3年度=4分の2 <p>【拡充型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度=3分の3 ・第2年度=3分の2 ・第3年度=3分の1 <p>②整備計画完了後、新たに課されることとなった年度から3年度分</p>

22206

静岡県

三島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
三島市企業 立地事業費 補助金交付 要綱	H19.4 H20.11 H24.8 H26.8 H27.9 H28.6 H29.8 H30.2 H30.8 R2.4 一部改正	1.対象業種 (1) 製造業の用に供する施設 (2) 自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設 (3) 流通加工等の用に供する施設 (4) 閉鎖型植物工場 2.対象事業 (1) 工場等の雇用増を伴う新增設 (2) 用地取得後3年(未造成の用地は5年)以内に業務を開始 3.主な要件 (1)工場の場合 ①用地取得面積 1,000 m ² 以上(借地を含む) ②業務開始時従業員数 10 人以上 ③県内における全従業員数の増加が業務開始時に1人以上、または県内雇用数維持かつ生産性の向上10%以上 (2)研究所、ソフトウェア業の場合 ①開発又は研究業務用の床面積 200 m ² 以上 ②研究員の人数が業務開始時に 5 人以上 ③県内における全従業員数の増加が業務開始時に1人以上 (3)物流施設の場合 ①用地取得面積 1,000 m ² 以上(借地を含む) ②業務開始時従業員数 10 人以上 ③県内における全従業員数の増加が業務開始時に1人以上、または県内雇用数維持かつ生産性の向上10%以上 ④物流総合効率化法に定める設備の設置	補助金 ①用地取得費に 1/5(成長分野対象施設又は研究所を設置する場合にあつては 3/10)を乗じて得た額以内の額(ただし、ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域内への進出の場合、補助率がそれぞれ 10%上乗せ) ②市内に住所を有する新規雇用従業員数に 100 万円を乗じて得た額以内の額 ③限度額は①+②で2億円(成長分野対象施設又は研究所を設置する場合にあつては3億円)(ただし、ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域内への進出の場合、限度額が1億円上乗せ) ④1企業について1回限り(ただし、設備投資額 5 億円(研究所は 1 億円)以上で複数回適用可能)
三島市ファル マバレープロ ジェクト関連	H24.4 H25.4 H25.8	1.賃借料補助 三島市内に新たに延べ面積 25 m ² 以上、賃貸借契約期間 2 年以上の事業所等を賃貸借する者のうち、次のいずれ	<賃借料補助> ①当該事業所等の賃借料(敷金、権利金、共益費その他これに類

<p>事業所集積 促進事業補助金交付要綱</p>	<p>H26.11 H29.4 H31.4 一部改正</p>	<p>かに該当する者について助成する。</p> <p>(1)医薬品医療機器等法第12条第1項、第13条第1項、第23条の2第1項、第23条の20第1項、第23条の22第1項、第34条第1項、第39条第1項、第40条の2第1項、第40条の5第1項に規定する許可を受けた者、又は第23条の2の3第1項の登録をした者、第39条の3第1項の規定による届出を行った者</p> <p>(2)静岡県創業者育成施設の使用の承認を受けた者で、当該施設の使用を終了し、かつ、ファルマバレープロジェクトに基づき実施される事業に参画する者</p> <p>(3)ファルマバレーセンター長の推薦を受けた者</p> <p>2.開發生産事業費補助 三島市内の企業で、ファルマバレーセンターと共同で医療健康分野の製品の開発又は生産を行う者</p> <p>3.条件(1・2共通)</p> <p>(1)三島市での事業所等開設前に、原則1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>(2)補助対象経費が他の制度に基づく補助金の対象となっていないこと。</p>	<p>する経費並びに消費税額及び地方消費税額を除く)の1/2を、事業開始日の属する月から起算して36月間補助。</p> <p>※上限は月額10万円</p> <p>②当該事業所等の改修費及び通信環境整備費の2/3。</p> <p>③賃貸借契約日から事業開始日までの間に雇用した三島市在住の正社員数×25万円。</p> <p>※②③は合わせて上限100万円。(1回に限る)</p> <p><開發生産事業費補助> 開發生産事業に要する原材料費、機械装置費等の補助対象経費の3分の2以内。限度額100万円。(1回に限る)</p>
<p>三島市サテライトオフィス等進出事業費補助金交付要綱</p>	<p>H29.4 H31.4 一部改正</p>	<p>三島市内に新たに賃借により企業が自らの事業に係る事務処理を含めた業務を行うための施設を開設する場合に、当該経費の一部を助成する。</p> <p>1.対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業 ・産業支援サービス産業 ・製造業 ほか <p>2. 補助要件</p> <p>(1)三島市でのオフィス・工場等開設前に、原則1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>(2)床面積が25平方メートル以上であること。</p> <p>(3)移転の場合は市外からの移転であること。</p> <p>(4)事業開始日から引き続き3年以上事業を行うこと。</p> <p>(5)当該オフィス・工場等において常時雇用者を3人以上雇用し、うち正社員を1人以上有していること。</p> <p>(6)市税を滞納していないこと。</p> <p>(7)従業員の個人住民税の納付について、特別徴収義務者の指定を受けること。</p>	<p>補助金</p> <p>①当該オフィス・工場等の賃借料(敷金、権利金、共益費その他これに類する経費並びに消費税額及び地方消費税額を除く)の1/2を、事業開始日の属する月から起算して36月間補助。</p> <p>※上限は月額10万円</p> <p>②当該オフィス・工場等の改修費及び通信環境整備費の1/2。</p> <p>③賃貸借契約日から事業開始日までの間に雇用した三島市在住の正社員数×25万円。</p> <p>※②③は合わせて上限100万円。(1回に限る)</p>

		(8)その他法令規則違反のないこと。 ※当該補助対象経費が他制度による補助の対象となつたときは、補助の対象としない。	
三島市物流業立地事業費補助金交付要綱	H26.11 H27.9 H29.10 H30.10 R2.4 一部改正	1.対象業種 建物を賃貸借により賃貸し、物流業を営む物流業者と、その用地取得者。 2.対象事業 用地取得者と施設設置者と物流業者が共同して物流施設を設置する事業。 3.主な要件 (1)用地取得面積 1,000 m ² 以上(借地を含む) (2)業務開始時に物流業者の従業員数 10 人以上 (3)県内における物流業者の全従業員数が業務開始時1人以上増加 (4)物流効率化法に定める設備の設置 (5)施設設置者と物流業者との間に 10 年以上の建物賃貸借契約 (6)設備投資費用が 10 億円以上(物流業者の雇用 10 人以上増なら5億円以上)	補助金 ①施設設置者に対し、用地取得費の 20%(市 10%、県 10%) (ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域内への進出の場合は 30% (市 15%、県 15%)) ②物流業者に対し、三島市内に住所を有する新規雇用従業員数に 50 万円(市 25 万円、県 25 万円)を乗じて得た額以内の額 ③限度額は①+②で2億円(ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域内に立地の場合3億円) ④1企業について1回限り
三島市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱	H26.11 H27.9 H29.10 H31.4 一部改正	1.対象業種 (1)製造業の用に供する施設 (2)自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野に関わる開発若しくは研究を行う施設 (3)流通加工等の用に供する施設 2.対象事業 (1)平成 23 年 3 月 11 日以前より静岡県地震被害想定区域内で操業していた工場等を、区域外または被害の程度の低い土地へ移転または分散させる事業 (2)用地取得後2年以内に業務を開始 3.主な要件 (1)工場の場合 ①用地取得面積 1,000 m ² 以上 ②業務開始時従業員数1人以上 ③業務開始時に従業員数が減少しないこと (2)研究所、ソフトウェア業の場合 ①開発又は研究業務用の床面積 200 m ² 以上 ②業務開始時研究員数1人以上 (3)物流施設の場合	補助金 ①用地取得費の 1/5 以内の額 ②市内に住所を有する新規雇用従業員1人について 50 万円以内 ③限度額は①+②で2億円 ④事業継続計画がある企業等の移転の場合、複数回申請可

		<ul style="list-style-type: none"> ①用地取得面積 1,000 m²以上 ②業務開始時従業員数1人以上 ③業務開始時に従業員数が減少しないこと ④物流総合効率化法に定める設備の設置 	
三島市データセンター立地事業費補助金交付要綱	H31.1	<ul style="list-style-type: none"> 1.対象業種 データセンター 2.対象事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)データセンターの新増設 (2)用地取得後3年(未造成の用地は5年)以内又は当該事業の着手の日から2年以内に業務を開始 3.主な要件 <ul style="list-style-type: none"> (1)用地取得面積 1,000 m²以上(借地を含む) (2)設備投資に要する経費が 5,000 万円以上あること。 	<p>次に掲げる額の合計額又は2億円のいずれか少ない額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)用地の取得に要する経費の額に10分の2を乗じて得た額以内の額 (2)設備投資に要する経費の額に10分の1を乗じて得た額以内の額

22207

静岡県

富士宮市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
富士宮市企業立地 促進事業費補助金 交付要綱	H9.10 H24.4 改正 H25.9 改正 H29.3 改正 R2.4 改正	1.対象者 市内に 1,000 m ² 以上の土地を取得して工場 等を新設、増設又は事業規模の拡大を目的 とした移設を行う者 2.対象業種 (1)製造業の用に供する施設 (2)自然科学研究所及びソフトウェア業の分 野若しくは製造業の分野に係る開発又は研 究施設 (3)物流施設 (4)植物工場 3.主な要件 (1)R2.4.1 以降の用地取得 (2)業務開始時に従業員の人数 10 人(パート 1/2)以上(研究所は研究員5人以上) (3)市内既存企業の場合は、市内従業員数 1 人以上増加又は市内従業員数維持＋生産 性向上 10%以上(研究所除く) (4)雇用維持3年間 (5)用地取得後3年以内(未造成地5年以内) に業務を開始(特に必要を認める場合は延 長可) (6)物流施設は、流通加工用設備等の設置 (7)研究所は、使用する床面積が 200 m ² 以上	補助金 1.用地取得費の 20%(成長分野・研究所 は 30%) 2.新規雇用従業員 1 人当たり 50 万円 3.限度額は2億円(成長分野・研究所は3 億円) 4.1 企業等 1 回のみでの交付、ただし、市 内従業員数 1 人以上増加又は市内従業 員数維持＋生産性向上 10%以上及び 設備投資額5億円以上の場合は複数回 の適用あり 5.他の法令等により既に国、県、市等の 補助の対象となった経費がある場合はこ れを除く
富士宮市産業振興 事業費補助金交付 要綱	H19.4 H24.3 改正 H25.9 改正 H29.3 改正 R2.4 改正	1.対象者 富士宮市内に事業所を新設、増設又は事業 規模の拡大を目的とした移設を行う者(富士 宮市企業立地促進事業費補助金を3年以内 に受けた者を除く) 2.対象業種 (1)製造業の用に供する施設	補助金 1.新規取得又は賃借した土地、建物及 び償却資産に係る固定資産税、都市計 画税相当額及び市民新規雇用に要する 経費の一部 2.土地、建物は2年間、償却資産は1年 間

		<p>(2)自然科学研究所及びソフトウェア業の分野若しくは製造業の分野に係る開発又は研究施設</p> <p>(3)運輸業(配送センター)</p> <p>(4)植物工場</p> <p>(5)バイオマス発電施設</p> <p>3. 主な要件</p> <p>(1)製造業・運輸業・植物工場・バイオマス発電施設</p> <p>①設備投資額</p> <p>[中小企業]1億円以上</p> <p>[その他の企業]3億円以上</p> <p>※新規雇用者のうち、1人以上が障がい者の場合は、設備投資額要件は問わない</p> <p>②市内従業員数 1人以上増加又は市内従業員数維持+生産性向上 10%以上</p> <p>③操業開始前と比べ操業開始時の市内従業員数 1人以上増加</p> <p>(2)研究所</p> <p>①設備投資額</p> <p>[中小企業]3,000万円以上</p> <p>[その他の企業]1億円以上</p> <p>※新規雇用者のうち、1人以上が障がい者の場合は、設備投資額要件は問わない</p> <p>②市内従業員数 1人以上増加</p>	<p>3.市民新規雇用者 1人当たり 50万円(1回限り)</p> <p>4.限度額は各年2億円(うち新規雇用は 2,000万円)</p>
富士宮市企業立地支援事業費補助金交付要綱	H23.4 R2.4 改正	<p>1.対象者</p> <p>市内に 1,000 m²以上の土地を取得して工場等の新設、増設又は事業規模の拡大を目的とした移設を行う者</p> <p>2.対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)自然科学研究所及びソフトウェア業の分野若しくは製造業の分野に係る開発又は研究施設</p> <p>(3)物流施設</p> <p>(4)植物工場</p> <p>3.主な要件</p>	<p>補助金</p> <p>1.新規取得した建物、償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額</p> <p>2.交付期間は3年間</p> <p>3.限度額は各年2億円</p>

		<p>(1)製造業・物流施設・植物工場</p> <p>①設備投資額</p> <p>[中小企業]1 億円以上</p> <p>[その他の企業]3億円以上</p> <p>②市内新規雇用1人以上又は市内従業員数維持＋生産性向上 10%以上</p> <p>(2)研究所</p> <p>①設備投資額</p> <p>[中小企業]3,000 万円以上</p> <p>[その他の企業]1 億円以上</p> <p>②市内従業員数 1 人以上増加</p> <p>4.その他</p> <p>(1)富士宮市企業立地促進事業費補助金の交付を受けていること</p> <p>(2)令和 9 年 3 月 31 日までに取得した建物・償却資産に限る</p>	
--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
伊東市サテライトオフィス等支援事業補助金	H29.4.1	<p>○サテライトオフィス等とは</p> <p>本市に事業所を設置していない事業者が設置する、本社又は本社機能(企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。)の一部をもった事業所をいう。</p> <p>【サテライトオフィス等設置事業】</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、サテライトオフィス等を設置した後3年以上計画的に事業を実施することが認められる者 ・新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を2人以上置く事業者 ・風営法第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業でないこと ・暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。 ・市税等を滞納していないこと。 <p>【サテライトオフィス等視察事業】</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請時において1年以上継続して事業を行っている事業者 ・風営法第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業でないこと ・暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。 ・市税等を滞納していないこと。 	<p>【サテライトオフィス等設置事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建物、施設の整備、取得又は改修並びに什器購入費×1/2(上限50万円) ② 土地及び家屋の賃借料(敷金及び権利金を除く。)×1/2(上限年額36万円) ③ 通信回線・通信機器の使用に要する経費×1/2(上限年額24万円) ④ 人件費(市内に住所を有する者を従業員として新たに雇用し、当該雇用が補助期間のうちに引き続き6か月以上継続されたときに限る。)…1人につき年額10万円(最大4人分) <ul style="list-style-type: none"> ・上記②から④に係る補助金の支給期間は、当該サテライトオフィス等の事業開始後3年までとする。 ・国県その他地方公共団体から補助その他の助成又は委託を受けていないものに限る。 <p>【サテライトオフィス等視察事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本市が認めるワーキングスペース及び会議室利用料(上限を7日とし、日額9,000円以内) ② 従業員及び役員の出発地から本市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した経費(実費とする。ただし、1回の視察に係る補助金の

			算定となる従業員等の人数は8人まで) ・国県その他地方公共団体から補助その他の助成又は委託を受けていないものに限る。
--	--	--	---

22209

静岡県

島田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域 (投下固定資本額)	対象事業			
旧川根町地域 (2,700万円を超えるもの)	○製造の事業 ○農林水産物等販売業 ○旅館業	課税免除 (0/100)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
島田市企業立地促進事業費補助金	H20.8 H25.3 一部改正 H27.3 一部改正 H29.6 一部改正 H30.5 一部改正 H30.6 一部改正	1. 対象事業 市内に工場、研究所及びその他の施設の新設、増設又は機械設備を購入し業務を開始するもので以下の条件を全て満たすもの 2. 対象者 企業等(以下の条件を全て満たすもの) 3. 対象業種 ○製造業 ○閉鎖型植物工場 ○ソフトウェア業 ○自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設 ○物流施設(流通加工等を行うもの) ○漁業施設※1 ※1 県補助の対象外 4. 対象地域 市内全域 5. 主な要件 (1) 製造業、その他 ・取得用地面積 1,000 m ² 以上(賃借を含む) ・設備投資額 5,000 万円以上(用地・造成費は除く)。2回目以降は5億円	補助金 (1) 土地取得費 ・土地取得費の 20%以内 ・ふじのくにフロンティア推進区域内立地、成長分野(県が指定したものは 30%以内) ・ふじのくにフロンティア推進区域内立地かつ成長分野(県が指定したものは 40%以内) ※県補助の対象外は上記補助率の 1/2 (2) 新規雇用従業員 ・新規雇用従業員のうち市内居住者 1人あたり 50 万円(パートタイマーは 25 万円) ・新規雇用従業員のうち市外居住者 1人あたり 25 万円(パートタイマーは 12.5 万円) (3) 限度額 ・(1)(2)合わせて2億円 ・ふじのくにフロンティア推進区域内立地、成長分野(県が指定したものは)3億円

		<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始時従業員 10 人以上(パートタイマーは 1/2 換算とする) (2) 研究所 <ul style="list-style-type: none"> ・研究、開発に使用する専用床面積 200 m²以上(賃借を含む) ・業務開始時研究員数5人以上 ・2回目以降は施設投資額1億円以上 (3) 業務開始 <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得後造成地は3年以内、未造成地は5年以内 (5) 従業員数増加 <ul style="list-style-type: none"> ・既に県内に事業所がある企業については、用地取得前の雇用を維持していること。 <p>※県補助は1人以上の雇用増又は生産性10%以上向上が要件、雇用維持の場合は県補助の対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくにフロンティア推進区域内立地かつ成長分野(県が指定したものは4億円)
--	--	---	---

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
富士市企業立地促進条例	H30.3	<p>○対象区域 市内全域</p> <p>○対象業種 製造業に係る工場(CNF工場・植物工場を含む)・高度な物流施設・研究所(製造業・ソフトウェア・自然科学)</p> <p>○主要要件</p> <p>a 工事の着手までに指定申請書の提出及び受理</p> <p>b [中小企業] 投資額 3,000 万円以上 [大企業] 投資額 3 億円以上 [大企業の研究所] 投資額 1 億円以上</p> <p>※投資額は、家屋の新築・増築・改修、機械設備の取得価額の合計額</p> <p>c 新規雇用 1 名以上</p> <p>d [工場・物流施設] 新事業所に 10 名以上勤務(小企業者は除く。) [研究所] 新研究所に研究員 5 名以上勤務</p> <p>e [工場・物流施設] 土地取得(賃借)面積 1,000 m²以上 [研究所] 新設する研究所の床面積 200 m²以上</p> <p>※「ものづくり力向上事業補助金(富士市)」「新規(地域)産業立地事業費補助金(静岡県)」との併用可</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、補助事業に遅延が生じた事業者については、通常3年間である事業開始までの期限を5年に延長することができる規定を期間限定で追加。</p>	<p>用地取得奨励金</p> <p>○用地取得費の 20%(成長分野の工場・研究所の場合 30%)</p> <p>※小企業者で d の要件を満たさずに指定を受けた場合、上記補助率の 1/2 を乗じて得た額</p> <p>※成長分野の工場…食品製造・医薬品、医療機器製造・新エネルギー・電気自動車・光、電子・ロボット・航空宇宙・セルロースナノファイバー関連・植物工場</p> <p>○限度額 3 億円</p> <hr/> <p>雇用奨励金</p> <p>○市内に住所を有する新規雇用者 1 人(障害者 2 人・パートタイマー 0.5 人換算)につき 50 万円</p> <p>※小企業者で d の要件を満たさずに指定を受けた場合、上記補助額の 1/2 を乗じて得た額</p> <p>※土地の契約日～事業開始日の間に雇用した者が対象</p> <p>○限度額 5,000 万円</p>
ものづくり力向上事業補助金	H30.3	<p>○対象区域 市内全域</p> <p>○対象業種 製造業に係る工場(CNF工場・植物工場を含む)・高度な物流施設・研究所(製造業・ソフトウェア・自然科学)</p> <p>○主要要件</p> <p>a 工事の着手までに承認申請書の提出及び受理</p> <p>b [中小企業] 投資額 3,000 万円以上 [大企業] 投資額 3 億円以上</p>	<p>○補助額 新築・増築した家屋の固定資産税課税標準額と、機械設備の取得価額の合計の 3%(成長分野の工場・研究所の場合 5%)</p> <p>※成長分野の工場…食品製造・医薬品、医療機器製造・新エネルギー・電気自動車・光、電子・ロボット・航空宇宙・セルロースナノファイバー関連・植物工場</p> <p>○限度額 3,000 万円(成長分野の工場・研究所の場合 5,000 万円)</p>

		<p>[大企業の研究所] 投資額1億円以上</p> <p>※投資額は、家屋の新築・増築・改修、機械設備の取得価額の合計額</p> <p>※「企業立地促進奨励金(富士市)」「新規(地域)産業立地事業費補助金(静岡県)」との併用が可能</p> <p>※先端設備等導入計画で認定され、固定資産税の特例を受けた(受ける予定の)設備は、本補助金の対象外</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、補助事業に遅延が生じた事業者については、通常2年間(企業立地促進奨励金と併用の場合は3年間)である事業開始までの期限を5年に延長することができる規定を期間限定で追加。</p>	
富士市本社機能移転・拡充促進事業補助金交付要綱	H28.3 H30.6 R01.8 一部改正	<p>○富士市内で認定整備計画に基づいて、本社機能を持った建物の整備を行う事業者が対象</p> <p>※認定整備計画 本社機能の移転・拡充の整備に係る事業計画が、地域における就業の機会の創出と経済基盤の強化に資するものとして、静岡県から認定されたもの</p> <p>※本社機能 ・事務所:調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかの機能を持っているもの ・研究所、研修所:研究・人材育成において重要な役割を担う事業所</p>	<p>設置補助金</p> <p>○新たに取得した本社機能を有する家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額(3年間)</p> <p>○限度額 各年度 500万円</p>
			<p>雇用補助金</p> <p>○市内に住所を有する新規雇用者及び市外からの転入者1人(パートタイマーは0.5人換算)につき50万円。障害者は100万円(単年度のみ)</p> <p>○限度額 1,000万円</p>
			<p>補助の要件</p> <p>○雇用補助金については以下の①～③を満たすこと。</p> <p>○設置補助金については以下の①～⑤を満たすこと。</p> <p>①市内で本社建物を整備する事業者が、静岡県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けていること。</p> <p>②雇用補助金の対象となる者を5人(中・小企業は2人)以上雇用すること。</p> <p>③富士市企業立地促進奨励金の指定を受けた事業でないこと。</p> <p>④本社建物の新設、増設及び用途変更にかかる経費が2,000万円(中小企業1,000万円)以上であること。</p> <p>⑤富士市の本社建物に勤務する富士市民の人数が、設置補助金の申請日において、事業開始日の人数以上を維持していること。</p>
富士市地域拠点オフィス移転・拡充促進事業補助金交付要綱	H31.3	<p>地域拠点機能(本社機能、広域営業拠点機能、サテライトオフィス機能、その他これらに類する機能)を持った建物の整備、または賃借を行う事業者が対象</p>	<p>新築・増築又は購入の場合の補助 建物にかかる固定資産税課税標準額の5%(限度額1,500万円)</p> <p>賃借の場合の補助 賃借料の2/3を3年間</p>

			(限度額:500万円/年、最大1,500万円) 補助の要件 ①地域拠点オフィスに勤務する常時雇用者(一般被保険者)が5人以上であること ②風営法関係事業を専ら営むものでないこと ③地域拠点オフィスの新設、増設、購入に要した費用が2,000万円以上であること(中小企業者の場合は1,000万円以上であること) ※賃借の場合、③の要件はありません。 ④地域拠点オフィスにおいて、当該オフィスに勤務する者に係る採用活動を行うこと ⑤地域拠点オフィスにおいて、5年以上地域拠点機能に係る業務を行うこと
富士市コワーキングスペース等整備費補助金	R2.8	多様な働き方の実現を図り、起業、創業、副業、新産業の創出等の促進につなげるため、本市においてコワーキングスペース等を整備する事業者が対象 ※現時点では、令和2年度限定の制度であるため、次年度以降の運用は未定です。	補助額 新たに市内にコワーキングスペース等を設置するために必要となる建物の改修に要する費用及び事務機器の取得費の4分の3 (限度額750万円) 補助の要件 ①改修費が500万円以上(事業者が中小企業者の場合は、250万円以上)であること。 ②当該コワーキングスペース等の運営を5年以上行うこと。 ③同趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと。

詳しくはこちら([企業立地促進奨励金制度](#))

詳しくはこちら([ものづくり力向上事業補助金制度](#))

詳しくはこちら([富士市本社機能移転・拡充促進事業補助金制度](#))

詳しくはこちら([富士市地域拠点オフィス移転・拡充促進事業補助金制度](#))

22211

静岡県

磐田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
磐田市産業立地 促進事業費補助 金交付要綱	H17.7 H31.3 最終改正	<p>1.対象者</p> <p>市内に土地を取得して工場等の新築若しくは増築、又は機械設備を購入する者</p> <p>2.対象業種</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)ソフトウェア業</p> <p>(3)自然科学研究所</p> <p>(4)物流施設(流通加工設備を2種類以上設置)</p> <p>(5)植物工場(閉鎖型工場に限る)</p> <p>(6)その他市長が認めるもの</p> <p>3.対象地域 市内全域</p> <p>4.主な要件</p> <p>(1)雇用 10 人以上(研究所の場合は研究員5人以上)</p> <p>(2)県内既存企業の場合は県内全事業所で新規雇用1人以上の増加又は雇用維持+生産性 10%以上向上(研究所除く)</p> <p>(3)H17.4.1以降の用地取得</p> <p>(4)用地取得後3年以内(未造成地5年以内)に業務を開始(特に必要を認める場合は延長可)</p> <p>(5)1,000 m²以上の用地取得、研究所の場合は床面積 200 m²以上</p> <p>5.個別要件</p> <p>(1)製造業、物流施設:設備投資額(土地取得費・造成費・家屋償却資産取得費)大企業3億円以上、中小企業1億円以上</p> <p>(2)研究所・ソフトウェア業:設備投資額(土地取得費・造成費・家屋償却資産取得費)大企業1億円以上、中小企業3,000万円以上</p>	<p>補助金</p> <p>(1)用地取得経費の20%</p> <p>※ふじのくにフロンティア推進区域内に用地を取得した場合</p> <p>①製造業、物流施設及び植物工場 30%</p> <p>②製造業(成長分野)、研究所 40%</p> <p>(2)新規雇用従業員1人当たり50万円</p> <p>(3)限度額は(1)+(2)で 2億円以内</p> <p>※ふじのくにフロンティア推進区域は</p> <p>①製造業、物流施設及び植物工場 3億円</p> <p>②製造業(成長分野)、研究所 4億円</p> <p>(4)1企業1回のみ、ただし、設備投資額5億円以上の場合には複数回の適用あり</p>
磐田市産業立地 奨励補助金交付 要綱	H17.7 H31.3 最終改正	<p>1.対象者</p> <p>市内に土地を取得して工場等の新築若しくは増築、又は機械設備を購入する者</p>	<p>補助金</p> <p>(1)新築・増築した工場等に必要固定資産に対して課税</p>

		<p>2.対象業種</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)ソフトウェア業</p> <p>(3)自然科学研究所</p> <p>(4)物流施設(流通加工設備を2種類以上設置)</p> <p>(5)植物工場(閉鎖型工場に限る)</p> <p>(6)その他市長が認めるもの</p> <p>3.対象地域 市内全域</p> <p>4.主な要件</p> <p>(1)雇用 10 人以上(研究所の場合は研究員5人以上)</p> <p>(2)市内既存企業の場合は市内全事業所で新規雇用1人以上の増加又は雇用維持+生産性 10%以上向上(研究所除く)</p> <p>(3)H17.4.1 以降の用地取得</p> <p>(4)用地取得後3年以内(未造成地5年以内)に業務を開始(特に必要を認める場合は延長可)</p> <p>(5)1,000 m²以上の用地取得、研究所の場合は床面積 200 m²以上</p> <p>5.個別要件</p> <p>(1)設備投資額大企業3億円以上、中小企業1億円以上の場合は1年間交付</p> <p>(2)設備投資額(用地取得費を除く)5億円以上の場合は3年間交付</p>	<p>される固定資産税・都市計画税の課税相当額</p> <p>(2)操業開始後最初の課税年度から1年間交付、さらに用地取得費を除き設備投資額5億円以上の企業には3年間交付</p> <p>(3)増設については1事業所1回限り適用</p>
磐田市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱	H26.4 H31.3 最終改正	<p>1.対象者</p> <p>静岡県第4次地震被害想定区域内に工場等を有し、事業継続計画等に基づき、市内に土地を取得し区域外等へ工場等の移転・分散をする者(平成 23 年 3 月 11 日前から県内操業に限る)</p> <p>2.対象業種</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)ソフトウェア業</p> <p>(3)自然科学研究所</p> <p>(4)物流施設(流通加工設備を2種類以上設置)</p> <p>(5)その他市長が認めるもの</p> <p>3.対象地域</p> <p>市内全域</p> <p>4.主な要件</p> <p>(1)従業員・研究員1人以上</p>	<p>補助金</p> <p>(1)用地取得費の 1/5 以内</p> <p>(2)新規雇用従業員1人当たり 50 万円</p> <p>(3)限度額は(1)+(2)で 2億円以内</p> <p>(4)事業継続計画</p> <p>①事業継続計画に基づく移転・分散:1企業複数回適用可能</p> <p>②事業継続計画がない場合:全面的な移転のみ対象とし、1企業1回限り</p>

		<p>(2)県内雇用現状維持以上</p> <p>(3)H25.4.1以降の用地取得</p> <p>(4)用地取得後2年以内に業務を開始</p> <p>(5)1,000㎡以上の用地取得研究所の場合は床面積 200㎡以上</p> <p>5.個別要件</p> <p>(1)製造業、物流施設:設備投資額(土地取得費・造成費・建物及び償却資産取得費)大企業 3億円以上、中小企業1億円以上</p> <p>(2)研究所・ソフトウェア業:設備投資額(土地取得費・造成費・建物及び償却資産取得費)大企業1億円以上、中小企業 3,000万円以上</p>	
磐田市次世代農水産業立地促進事業費補助金	H28.4 H30.5 最終改正	<p>1.対象事業 農業又は水産業に関連する施設を設置し、農水産物の生産を行うもの</p> <p>2.対象地域 磐田市内の「ふじのくにフロンティア推進区域」又は「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」に指定された地域</p> <p>3.用地面積 事業を行う用地が 1,000㎡以上(借地可)</p> <p>4.設備投資額 用地の取得・造成費、施設・設備の取得費:1億円以上</p> <p>5.雇用増 磐田市民の新規雇用:1人以上</p> <p>※令和3年3月31日までに事業着手</p>	<p>補助金</p> <p>(1)施設を設置するために要する経費の2分の1以内、ただし、他の法令等により既に国、県、市等の補助の対象となった経費を除く</p> <p>(2)限度額3億円</p>

22212

静岡県

焼津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
焼津市産業立地促進事業費補助金交付要綱	H16.6 (H18.5・ H20.3・ H20.4・ H24.8・ H27.3・ H29.4・ H31.4 改正)	[新規雇用・用地取得費助成] 1. 対象事業 市内に工場等を新築・増築し、機械設備を購入して業務を開始する事業 2. 対象業種 ①製造業の用に供する施設 ②荷捌き、流通加工等を行う物流業に供する施設 ③ソフトウェア業に供する施設 ④研究所の用に供する施設 3. 主要要件 (1)平成24年度以降に1,000㎡以上の用地を焼津市内において取得し、工場等の業務開始時に従業員10人以上(研究所5人)、県内全従業員数1人以上増加 (2)用地の取得・造成費を除いた工場等の新築・増築に係る投資額が5,000万円以上であること (3)工場等の業務開始時点で雇用している従業員を、3年間継続して雇用すること (4)用地取得後3年以内(未造成地5年以内)に業務を開始すること	1. 新規雇用助成 新規雇用従業員 1人 50万円 (静岡県制度 地域産業立地事業費補助金対象外の場合、1人 25万円) ※パートは1/2換算 2. 用地取得費助成 用地取得費の10%~30%以内 [限度額]3億円 (市:1.5億円 県:1.5億円) ※静岡県制度 地域産業立地事業費補助金対象外の場合、市単独1.5億円 ・平成24年度以前について、焼津水産流通加工団地のみを対象地域としていたが、平成24年度以降、市内全域へと拡大。
焼津市産業立地奨励事業費補助金交付要綱	H27.4 (H31.4 改正)	[固定資産税等相当額助成] 1. 対象事業 平成24年4月1日以後に、市内に土地・家屋・償却資産を取得し、次のいずれかの交付を受け、市内において新たに工場等を設置する事業 ①焼津市産業立地促進事業費補助金 ②静岡県新規産業立地事業費補助金 ③焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金 ④県内立地工場等事業継続事業費補助金	事業のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税および都市計画税相当額を最大3年間助成 [限度額]1年度につき3,000万円

		2. 主要要件 市税を完納していること	
--	--	------------------------	--

22213

静岡県

掛川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
掛川市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H19.3	<p>1.対象者 民間企業若しくは組合又は公益法人</p> <p>2.対象業種 製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、物流施設、植物工場</p> <p>3.対象地域 新エコポリス工業団地第2期、大東上土方工業団地、菖蒲ヶ池工業団地、上西郷地区産業集積推進区域、大坂・土方地区産業集積推進区域、新エコ第3期地区産業集積推進区域、南西郷地区産業集積推進区域、都市計画法第8条第1号に掲げる用途地域のうち工業地域若しくは工業専用地域</p> <p>4.主な要件 (1)工場等の新増設 (2)用地取得後3年以内の業務開始 (3)用地取得面積1,000㎡以上 (4)新規雇用従業員1人以上(かつ県内企業の場合は、操業開始時の県内従業員の増加人数が1人以上)、または雇用維持かつ生産性の向上10%以上、操業時従業員10人以上(※工場の場合) (5)研究施設の床面積200㎡以上、研究員5人以上(※研究所等の場合)</p>	<p>補助金</p> <p>◎成長分野・研究所の場合</p> <p>(1)用地取得費の3/10以内 内陸フロンティア推進区域内は4/10</p> <p>(2)新規雇用従業員1人100万円</p> <p>(3)限度額3億円 内陸フロンティア推進区域内は4億円</p> <p>(4)1企業1回のみ、ただし、設備投資額が、工場にあつては5億円以上、研究所にあつては1億円以上の場合には複数回の適用あり</p> <p>◎その他(製造業)、物流施設の場合</p> <p>(1)用地取得費の1/5以内 内陸フロンティア推進区域内は3/10</p> <p>(2)新規雇用従業員1人100万円</p> <p>(3)限度額2億円 内陸フロンティア推進区域内は3億円</p> <p>(4)1企業1回のみ、ただし、設備投資額が、5億円以上の場合には複数回の適用あり</p>
掛川市産業立地奨励事業費補助金交付要綱	H23.4	<p>1.対象者 民間企業若しくは組合又は公益法人</p> <p>2.対象業種 製造業、物流業(道路貨物運送、水運、倉庫、卸売)、特定サービス(情報処理、情報提供、デザイン・機械設計)、ソフト研究所、植物工場</p> <p>3.対象地域 市内全域</p> <p>4.主な要件</p>	<p>補助金</p> <p>新たに設備投資したものの</p> <p>(1)固定資産税(土地、家屋、償却資産)及び都市計画税(土地、家屋)、相当額(補助金の重複は除く)</p> <p>(2)土地については、取得した日から3年以内における設置に限る</p> <p>(3)補助は3年間</p>

	<p>(1)新規雇用1人以上(掛川市民)及び、市内事業所の雇用者数の増</p> <p>(2)製造業 物流業は、設備投資3億円以上、中小企業は5千万円以上</p> <p>(3)特定サービス業は、設備投資1億円以上、中小企業は3千万円以上</p> <p>(4)新産業(健康医療環境関連)に係る製造業の起業又は新規立地は、設備投資3千万円以上</p>	<p>(4)補助金上限 各年度3億円</p> <p>(5)期間 平成 23 年度～令和2年度</p>
--	--	--

22214

静岡県

藤枝市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H15.11	<p>1.対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業専用地域、工業地域、準工業地域及び工場立地法の工場適地 ・市などが造成する工業団地 ・企業立地推進ビジョンの適地と考えるエリアで、都市計画法その他の法令に抵触しない土地 <p>2.対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の用に供する施設又は施設園芸の用に供する施設のうち、高度な生育条件の調整及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設 ・流通加工用設備設置の物流施設 ・自然科学研究所及びソフトウェア業の分野に係る開発又は研究施設(以下「研究所という」) <p>3.対象事業</p> <p>○工場、物流施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000 m²以上の用地取得 ・対象施設の雇用増 10 人以上 ・流通加工用設備等の設置(物流施設に限る) <p>○研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究用床面積 200 m²以上 ・研究員 5 人以上 <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額 1 億円以上(研究所を除く) ・県内雇用増 1 人以上、または 0 人以上 1 人未満かつ生産性向上 10%以上 ・交付年度の翌年度から 3 年間の雇用維持が必要 ・用地取得後 3 年以内の業務開始(未造成地は 5 年以内) <p>※過去に補助金交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあつては、設備投資額5億円以上(研究所は1億円以上)</p>	<p>補助金</p> <p>(1)用地取得に要する経費の 5/100～40/100 以内</p> <p>(2) 増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に 100 万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に 50 万円を乗じて得た額の合計額(パートは 1/2)</p> <p>(3)限度額 1～4億円</p> <p>※業種・設備投資額・用地面積・雇用増加数・対象事業所での雇用総数・取得した用地の状況・県地域産業立地事業費補助金に該当するか否か、等により補助率等が異なる</p>

<p>藤枝市設備投資等奨励金交付要綱</p>	<p>H19.4</p>	<p>1.要件 ①藤枝市企業立地促進事業費補助金の交付を受けた者 ②上記補助金の業務開始日の属する月末から、雇用者数が減少しないこと</p>	<p>奨励金 ○藤枝市企業立地促進事業費補助金の対象である新設された事業所の建物・償却資産に対して、申請日の属する年度に課税される固定資産税相当額 ○限度額 2,000 万円</p>
------------------------	--------------	--	---

22215

静岡県

御殿場市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
御殿場市地域産業立地促進事業費補助金	H19.4 H25.4 一部 改正 H30.4 一部 改正	○対象業種 ・製造業の用に供する施設 ・自然科学研究所及びソフトウェア業の分野に係る研究又は開発を行う施設 ・物流施設 その他、市長が特に認めた施設 ○対象地域 市内全域 ○主な要件 ・1,000 m ² 以上の用地取得(貸借可) ・造成済み用地については用地取得後3年以内の操業、未造成用地については、用地取得後5年以内の操業 ただし、市長特認案件は事業期間の延長可能 ※県知事の承認も必要 ・新規雇用1人以上、もしくは、新規雇用が0人以上1人未満の増加かつ県内全事業所における生産性が10%以上向上すること ・事業所の従業員が10人以上	補助金 ①用地取得に要する経費の20/100以内 (成長分野に該当する製造業(工場)、研究所に関しては経費の30/100以内) ②新規雇用従業員1人当たり50万円以内(市外在住者、パートタイマー(市内在住者のみ)は1/2、県外在住者は除く) ③用地取得日以前から勤務している従業員で、市外の他の事業所から異動に伴い市内に住民票を異動した者1人当たり25万円 ①と②と③を合計して、最大で2億円を限度に補助金として交付 (成長分野に該当する製造業、研究所に関しては、最大で3億円を限度に交付) (フロンティア推進エリア内はさらに1億円上乗せ) ただし、1企業につき1回限り(フロンティア推進エリア内は制限なし) 他の法令等により既に国、県、市等の補助の対象となった経費は除く
御殿場市雇用創出促進事業費補助金	H27.4	○対象業種 製造業(工場・研究所)、ソフトウェア業、自然科学研究所、物流施設、商業施設、宿泊施設、博物館(美術館を含む)、その他市長特認施設 ○対象地域	○補助金 ① 新規雇用従業員補助 新規雇用従業員一人当たり ・市内正規従業員…25万円 ・パートタイマー(市内採用のみ)…12万5千円(換算率100分の50)

		<p>市内全域</p> <p>○主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の従業員数 30 人以上 (うち市内雇用増1人以上) ※市内既存企業は雇用増 10 人以上 ・設備投資額1億円以上(研究所・ソフトウェア業は5千万円以上) <p>※業種により異なる点あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県外正規…対象外 ・パートタイマー(市外)…対象外 ※新規雇用従業員とは、事業着手日以降に申請企業に直接雇用された者で申請企業が雇用保険を負担している従業員をいいます。 ※パートタイマーは、概ね週の労働時間が 30 時間を平均して超えている場合に限り、正規従業員(25 万円)と同様にみなします。 ※従業員の居住地については、全て住民登録地で判断します。 <p>② 既存従業員の異動に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動従業員一人当たり…25 万円 ※御殿場市内に市外から住民登録を異動した従業員が補助対象となります。 <p>○補助限度額</p> <p>補助対象経費を合算して最大で 5,000 万円。原則として、1企業1回限り。</p>
--	--	---	---

22216

静岡県

袋井市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
袋井市産業立地事業費補助金交付要綱	H17.4 H30.6 H30.3 改正	対象区域の名称を変更 1.対象業種 製造業、研究所、物流施設(要件あり)、植物工場 2.対象事業 (1)製造業、物流施設 ①用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年以内) ②用地取得面積 1,000 ㎡以上 ③当該事業所の従業員数が業務開始時に 10 人以上 ④用地取得前1年間の平均と業務開始時を比較して、県内雇用数(県内全従業員数及び当該事業所の従業員数)が1人以上増加または県内雇用数維持かつ生産性の向上 10%以上 ⑤物流施設の場合、要綱が定める流通加工用設備等の設置 (2)研究所 ①用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年以内) ②専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が 200 ㎡以上 ③当該事業所の研究員数が業務開始時に5人以上 3.備考 (1)従業員のうちパートタイマーは 1/2 換算 (2)原則1企業1回限りの交付(設備投資額5億円以上(研究所の場合は1億円以上)の場合は、2回目以降も交付可能) (3)用地取得時期が平成 29 年度以前の場合、補助内容及び交付要件が異なる	内陸フロンティア推進区域を「ふじのくにフロンティア推進区域」に変更 1.成長分野(食品・医薬品等)の工場、研究所 (1)用地取得への補助 用地取得費に 3/10 を乗じて得た額 (2)新規雇用への補助 新規雇用従業員数(当該事業所の新規雇用者数と県内全従業員数の純増のうち少ない方)に 100 万円を乗じて得た額 (3)限度額 (1)+(2)で最高3億円 2.成長分野以外の工場、物流施設 (1)用地取得への補助 用地取得費に 2/10 を乗じて得た額 (2)新規雇用への補助 1 と同様 (3)限度額 (1)+(2)で最高2億円 3.備考 (1)ふじのくにフロンティア推進区域内に立地する場合、用地取得への補助率を 1/10、限度額を1億円上乗せ (2)他の法令等により既に国、県、

	R2.3	<p>(4)静岡県地域産業立地事業費補助金が補助対象外の場合は、本補助金も補助対象外</p> <p>対象区域の名称を変更</p> <p>第 11 条にただし書の追加</p>	<p>市等の補助の対象となった経費は補助対象経費から除く</p> <p>ふじのくにフロンティア推進区域を「ふじのくにフロンティア推進区域等」に変更</p> <p>第 11 条に「ただし、市長が別に日を指定したときは、その日までとする」を追記。</p>
袋井市工場立地奨励補助金交付要綱	H17.4 H30.3 改正	<p>1.対象業種 製造業、研究所、物流施設(要件あり)、植物工場</p> <p>2.対象事業</p> <p>(1)製造業、物流施設、植物工場</p> <p>①用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年以内)</p> <p>②設備投資額(用地取得費及び造成費を除く)5億円以上</p> <p>③増設の場合、工場等の施設面積が従前よりも増加</p> <p>④設備投資額が 10 億円未満の場合、当該企業の市内全事業所の従業員が1人以上増加</p> <p>⑤物流施設の場合、要綱が定める流通加工用設備等の設置</p> <p>(2)研究所</p> <p>①用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年以内)</p> <p>②増設の場合、研究所の施設面積が従前よりも増加</p> <p>③専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が 200 ㎡以上</p> <p>④設備投資額(用地取得費及び造成費を除く)が1億円以上</p> <p>⑤当該事業所の研究員数が業務開始時に5人以上</p> <p>3.備考</p> <p>(1)従業員のうちパートタイマーは 1/2 換算</p> <p>(2)増設は1企業1回に限り交付</p>	<p>工場等の新設又は増設に係る自己所有の家屋及び償却資産並びに新たに取得した土地の固定資産税の額に相当する額を交付(限度額無し)</p> <p>・交付期間</p> <p>1.新設の場合 業務を開始した翌年度以降の3年間交付</p> <p>2.増設の場合 業務を開始した翌年度の1年間交付</p>
袋井市物流業立地事業費補助金交付要綱	H30.3	<p>1.対象業種 物流施設(要件あり)</p> <p>※物流施設の設置者と物流業者が別法人の場合のみ</p>	<p>1.用地取得への補助 用地取得費に 1/10 を乗じて得た額</p>

	R2.3	<p>対象</p> <p>2.対象事業</p> <p>①用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年以内)</p> <p>②用地取得面積 1,000 m²以上</p> <p>③設備投資額(用地取得費及び造成費を除く)5億円以上</p> <p>④当該事業所の物流業者の従業員数が 10 人以上</p> <p>⑤用地取得前1年間の平均と業務開始時を比較した、物流業者の県内全従業員数及び当該事業所の従業員数について、設備投資額が 10 億円未満の場合は 10 人以上、10 億円以上の場合は1人以上増加</p> <p>⑥物流施設の設置者と物流業者との間で 10 年以上の建物賃貸借契約</p> <p>⑥要綱が定める流通加工用設備等の設置</p> <p>3.備考</p> <p>(1)従業員のうちパートタイマーは 1/2 人換算</p> <p>(2)1企業1回限りの交付</p> <p>(3)袋井市産業立地事業費補助金との併用は不可</p> <p>(4)静岡県物流業立地事業費補助金が補助対象外の場合は、本補助金も補助対象外</p> <p>第 11 条にただし書の追加</p>	<p>2.新規雇用への補助</p> <p>新規雇用従業員数(当該事業所の新規雇用者数と県内全従業員数の純増のうち少ない方に 25 万円を乗じて得た額</p> <p>3.限度額</p> <p>1 + 2 で最高1億円。</p> <p>4.備考</p> <p>他の法令等により既に国、県、市等の補助の対象となった経費は、補助対象経費から除く</p> <p>第 11 条に「ただし、市長が別に日を指定したときは、その日までとする」を追記。</p>
--	------	--	--

22219

静岡県

下田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈地域再生法〉 ○地方活力向上地域において本社機能(特定業務施設)を整備(特別償却設備の新設、増設)する事業者 ○税率 ①東京 23 区から地方活力向上地域への本社機能の移転の場合〈法第 17 条の2第 1 項第 1 号に掲げる事業〉 ・初年度 0/100、第 2 年度 0.35/100、第 3 年度 0.7/100 ②地方活力向上地域での本社機能の拡充の場合(上記移転を除く)〈法第 17 条の2第 1 項第 2 号に掲げる事業〉 ・初年度 0/100、第 2 年度 0.467/100、第 3 年度 0.933/100		不均一課税	固定資産税	3年度間

22220

静岡県

裾野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
裾野市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H16.11	1.対象業種	A. 用地取得・新規雇用補助金
	H20.4 一部改正 H24.1 一部改正 H24.6 一部改正 H27.7 一部改正	(1)製造業の用に供する施設 (2)自然科学研究所又はソフトウェア業若しくは製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設 (3)物流施設 2.対象事業 工場又は研究所を新設若しくは増設又は機械設備を購入し業務を開始するもので、以下の条件を満たすもの 3.補助要件 A. 用地取得・新規雇用補助に関する要件 (1)工場・物流施設の場合 ・取得用地面積 1,000 m ² 以上(借地を含む) ・設備投資額は用地面積 10,000 m ² 未満1億円以上、10,000 m ² ～30,000 m ² 未満3億円以上、30,000 m ² 以上5億円以上 ・業務開始時従業員数 10 人以上(※1) ・物流施設の場合は流通加工用設備等の設置 (2)研究所の場合 ・研究、開発に使用する床面積 200 m ² 以上 ・設備投資額1億円以上 ・業務開始時研究員数5人以上(※1) (※1)市内に事業所がある場合は市内全体の増加が1名以上あること B.建物建設・設備取得補助に関する要件 (1)工場・物流施設の場合 ・業務開始時従業員数 10 人以上(※2) (但し、中小企業においては5人以上) ・設備投資額2億円以上 (但し、中小企業においては5千万円以上) ・物流施設の場合は流通加工用設備等の設	1.補助対象額 (1)用地取得費に 2/10(成長分野に当たると場合は 3/10)を乗じた額(ただし、ふじのくにフロンティア推進区域への進出の場合、補助率をそれぞれ 10% 上乘せ) (2)新規雇用従業員人数に 50 万円を乗じた額。但し、市内に住所を有する者とし、短時間雇用者は 1/2 換算とする 2.補助金額 上記(1)と(2)の合計額とし、2億円(成長分野に当たると場合は3億円)を上限とする。(ただし、ふじのくにフロンティア推進区域への進出の場合、限度額を1億円上乘せ) 県補助金(※2)の対象とならない場合は、前記合計額の 1/2 を上限とする (※2)静岡県地域産業立地事業費補助金交付要綱
			B. 建物建設・設備取得補助金 1.補助対象額 生産・研究開発・事務・流通加工等に係る設備投資費に 3.5/100(中小企業者や成長分野に当たると場合は 5/100)を乗じた額 2.補助金額 1億円を上限とする

		置 (2)研究所の場合 ・業務開始時研究員数5人以上(※2) ・設備投資額2億円以上 (但し、中小企業においては5千万円以上) (※2) 市内に事業所がある場合は市内全体の 減少がないこと	
--	--	--	--

22221

静岡県

湖西市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
湖西市企業立地促進条例	H18.4	<p>○業種</p> <p>※製造事業、物流関連事業、研究所、特定サービス事業</p> <p>○新事業所の従業員数</p> <p>※製造事業、物流関連事業は 10 人以上</p> <p>※製造事業、物流関連事業の小規模企業者については要件なし</p> <p>※研究所、特定サービス事業は5人以上</p> <p>※パートタイマーは 1/2 換算</p> <p>○事業用地の取得面積等</p> <p>※製造事業、物流関連事業は 1,000 m² 以上</p> <p>※研究所、特定サービス事業は業務に使用する床面積 200 m² 以上</p>	<p>補助金</p> <p>1.新規に取得した事業用資産に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額</p> <p>(1)設備投資額(初年からの3年間の合計額)により 6~10 年間</p> <p>(2)設備投資額と交付対象期間</p> <p>①100 億円未満 6年間</p> <p>②100 億円以上 300 億円未満 8年間</p> <p>③300 億円以上 10 年間</p> <p>2.用地取得経費と新規雇用従業員への助成</p> <p>(1)事業用地の購入に要した費用の 20%~40%</p> <p>(2)市内に住所を有する新規雇用者1人(パートタイマーは 1/2 換算)につき 100 万円</p> <p>(3)設備投資額(初年から3年間の合計額)と交付限度額</p> <p>①100 億円未満 2億円</p> <p>②100 億円以上 300 億円未満 3億円</p> <p>③300 億円以上 5億円</p> <p>(4)複数回交付の要件</p> <p>①対象者の要件を満たしていること</p> <p>②設備投資額</p> <p>※製造業及び物流関連事業 5億円以上</p> <p>※研究所及び特定サービス事業 1億円以上</p>

22222

静岡県

伊豆市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
伊豆市企業立地事業費補助金	H23.4 H25.4 改正 H26.4 改正 H28.4 改正	<p>1.対象事業</p> <p>市内に工場等を設置(新設・増設・移転)する事業</p> <p>2.対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)ソフトウェア業、自然科学研究所、又は製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設</p> <p>(3)流通加工等の用に供する施設</p> <p>(4)地域経済の活性化に資するものと市長が特に認める施設</p> <p>3.主な条件</p> <p>(1)H23.4.1以降に1,000㎡以上の用地取得</p> <p>(2)業務開始時の従業員10人(研究所は研究員5人)以上</p> <p>(3)用地取得後3年以内(未造成地5年以内)の業務開始</p> <p>(4)県内企業が行う事業の場合、業務開始に伴う県内従業員数が1名以上増加</p> <p>(5)物流施設の場合、2種類以上の流通加工用設備の設置</p> <p>(6)研究所は床面積200㎡以上</p>	<p>1.新規雇用助成</p> <p>新規雇用従業員 1名 100万円</p> <p>2.用地取得助成</p> <p>用地取得費の1/5</p> <p>(研究所、医薬品・食料品等の成長分野の業種は3/10)</p> <p>[限度額]1+2:2億円</p> <p>(研究所、医薬品・食料品等の成長分野の業種は3億円)</p>
伊豆市がんばる企業を応援する条例	H25.4 H26.4 改正	<p>1.対象者</p> <p>営利を目的として市内に事業所等を設置しようとする法人でがんばる企業として指定を受けたもの</p> <p>2.対象業種</p> <p>農業、林業、漁業、製造業、情報通信業、倉庫業、自然科学研究所、宿泊業、高等教育機関及び専修学校、ファルマバレープロジェクト関連業</p> <p>3.主な条件</p> <p>(1)新設の場合、投下固定資産額5,000万円以上で市内常時雇用従業員が2人以上</p>	<p>1.便宜供与</p> <p>(1)認定道路の整備</p> <p>(2)給水区域内への水道整備</p> <p>(3)用地の斡旋</p> <p>(4)情報の提供</p> <p>(5)市長が特に必要と認めるもの</p> <p>2.奨励金の交付</p> <p>投下固定資産のうち償却資産に対して課せられた固定資産額の相当額以内(限度額500万円/年)を3年</p>

	(2)増設又は移設の場合、投下固定資産額 3,000 万円以上で市内常時雇用従業員が1人以上	間交付
--	---	-----

22223

静岡県

御前崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
御前崎市企業立地 促進事業費補助金 交付要綱	H17.4 H25.4 H28.4 H30.4 改正	<p>1.対象者 民間企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人</p> <p>2.対象事業 市内に工場等を新設し、又は機械設備を購入し、業務を開始する事業(立地形態は新設のほか、増設、移転も含む)</p> <p>3.対象地域 市内全域</p> <p>4.対象業種 (1)日本標準産業分類Eの製造業の用に供する施設 (2)同分類 711 の自然科学研究所及び同分類 391 のソフトウェア業の分野に係る開発・研究施設 (3)同分類Gの情報通信業及び同分類Hの運輸業の用に供する施設(市長が認めたもの) (4)同分類Iの卸売・小売業及び同分類Mの飲食店の用に供する配送センター等施設(市長が認めたもの) (5)施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。同分類小分類011の耕種農業に係る施設園芸に限る。)の用に供する施設のうち、高度な生育条件の調整及び育成を行うことにより年間を通じて計画的に農産物を生産することができる施設</p> <p>5.主な要件 (1)H17.4.1以降の用地取得 (2)用地取得後3年以内の操業開始(未造成用地は5年以内) (3)用地取得面積 1,000 m²以上(研究所の場合は 200 m²) (4)操業開始時従業員数 10 人以上(研究所の場合は5人以上) (5)県内に既に事業所がある企業については、業務の開始に伴い、次のいずれかに該当すること。 ア 操業開始時の県内従業員の増加人数が1人以上増加すること。 イ 当該事業に係る事業所の従業員が0人以上1人未満増加し、かつ生産性が 10 パーセント以上向上すること。</p>	<p>補助金</p> <p>1.補助額 (1)用地取得経費の 20/100 以内 ※成長分野は 30/100 以内 (2)新規雇用従業員1 人 100 万円 (3)限度額は(1)+(2) で2億円とする ※成長分野は3億円</p> <p>2.その他 静岡県地域産業立地事業費補助金に該当しない場合は、算定した金額の 1/2 以内とする</p>
御前崎市設備投資	H29.4	1.対象者	補助額

<p>促進事業費補助金 交付要綱</p>	<p>制定 R2.4 改正</p>	<p>民間企業若しくは組合、一般社団法人又は一般財団法人 (以下「企業等」という。)</p> <p>2.対象事業</p> <p>(1) 企業等が、工場等の新築、増築又は機械設備の購入をし業務の開始をすること。</p> <p>(2) 当該事業に係る設備投資に要する経費(用地取得費及び造成工事費を除く。)が、1億円以上(中小企業者にあつては3,000万円以上)であること。</p> <p>3.補助の対象</p> <p>(1) 工場等の建物の建設に要する経費のうち、専ら生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する部分。</p> <p>(2) 生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する機械設備の購入に要する経費のうち地方税法第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令第13条第3号に掲げる機械及び装置の購入に要する経費。</p>	<p>工場等の建物の建設に要する経費及び機械設備の購入に要する経費のうち3パーセント</p> <p>海面養殖業及び野菜作農業に係る植物工場については、工場等の建物の建設に要する経費及び機械設備の購入に要する経費の5パーセント</p>
<p>御前崎市企業誘致並びに市内企業育成資金利子補給金交付要綱</p>	<p>H16.4 H20.4 H30.5 改正</p>	<p>○市が誘致する企業</p> <p>○市内に事業所を有する企業が規模拡大する場合</p> <p>○中小企業基本法で定める小規模企業者以外</p> <p>○原則御前崎市商工会員</p> <p>○市が定める融資制度により借受けた建物、設備資金のうち市長が認めるもの</p>	<p>利子補給</p> <p>○対象となった融資額の利子の4/10以内の額を補給 (市内に本店又は支店を有する民間金融機関からの融資の場合は、5/10以内の額)</p> <p>○補給期間3年</p> <p>○利子補給金の交付対象限度額70億円</p>
<p>御前崎市企業立地奨励補助金交付要綱</p>	<p>H22.4 H25.4 H28.4 H30.5 改正</p>	<p>1.対象者 民間企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人</p> <p>2.対象事業 土地を売買又は賃貸借により取得するとともに、建物を新築し、又は機械設備を購入し、業務を開始する事業(立地形態は新設、増設、移転を含む)</p> <p>3.対象地域 市内全域</p> <p>4.対象業種 (1)日本標準産業分類Eの製造業の用に供する施設</p>	<p>補助金</p> <p>1.補助額 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税に相当する額</p> <p>2.交付期間 (1)新設:業務開始後最初に固定資産税が課される年度か</p>

	<p>(2)同分類 711 の自然科学研究所及び同分類 391 のソフトウェア業の分野に係る開発・研究施設</p> <p>(3)同分類 751 の旅館、ホテルの用に供する施設であって、国際観光ホテル整備法に基づく登録宿泊施設</p> <p>(4)同分類 44 の道路貨物運送業、45 の水運送業、47 の倉庫業の用に供する施設</p> <p>(5)施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。同分類小分類011の耕種農業に係る施設園芸に限る。)の用に供するのうち、高度な生育条件の調整及び育成を行うことにより年間を通じて計画的に農産物を生産することができる施設</p> <p>(6)産業分類の大分類 F の電気・ガス・熱供給・水道業の用に供する施設</p> <p>5.主な要件</p> <p>(1)当該事業所への固定資産税の課税が H22.4.1 以降であること</p> <p>(2)前項(1)(3)(4)に規定する施設の新設の場合は2人以上、増設、移転の場合は1人以上の新規雇用者があること。</p> <p>(3)前項(6)に規定する施設(以下「電気業等」という。)の新設の場合は、業務を開始するときの当該事業所の人数が5人以上で、内1人以上の新規雇用者があること。</p> <p>(4)既に市内に事業所がある企業等が行う製造業等若しくは電気業等の増設又は移設の場合は、1人以上の新規雇用者があること。</p> <p>(5)設備投資額(家屋及び償却資産の計)が3億円以上、中小業は1億円以上。増設は 2,500 万円以上。</p>	<p>ら4年度分</p> <p>(2)増設:業務開始後最初に固定資産税が課される年度から3年度分</p> <p>3.限度額 年1億円</p>
--	---	--

22224

静岡県

菊川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
菊川市地域産業立地事業費補助金交付要綱	H17.1	<p>1.対象者 民間企業若しくは組合又は公益法人</p> <p>2.対象事業 市内に工場等を新設し、又は機械設備を購入し、業務を開始する事業</p> <p>3.対象地域 市内全域</p> <p>4.対象業種 (1)日本標準産業分類Eの製造業の用に供する施設及び製造業に係る開発・研究を行う施設 (2)同分類 44 の道路貨物運送業及び同分類 47 の倉庫業の用に供する施設 (3)同分類 711 の自然科学研究所及び同分類 391 のソフトウェア業の分野に係る開発・研究施設 (4)同分類 484 のこん包業及び同分類 501 の各種商品卸売業の用に供する施設 (5)産業分類の小分類に掲げる分類符号 11 の耕種農業に係る施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調整し、及び管理してこれを栽培することをいう。以下同じ。)の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調整及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設</p> <p>5.主な要件 (1)H17.4.1以降の用地取得(賃借含む) (2)用地取得後3年以内の操業開始(未造成用地は5年以内) (3)用地取得面積 1,000 m²以上(研究所の場合は 200 m²) (4)操業開始時従業員数 10 人以上(研究所の場合は5人以上) (5)県内企業の場合は、操業開始時の県内従業員の増加人数が1人以上</p>	<p>補助金</p> <p>1.補助額 (1)用地取得経費の 1/5 以内 (2)新規雇用従業員1人あたり市内在住者 100 万円(パート 50 万円) 市外在住者 50 万円(パート 25 万円) (3)限度額は(1)+(2)で1 億円 (4)設備投資額 30 億円 以上かつ雇用増 10 人以上の場合は複数回適用あり</p>

22225

静岡県

伊豆の国市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
伊豆の国市企業立地事業費補助金交付要綱	H21.4 H24.8 一部改正 H30.3 全部改正	<p>1. 対象事業</p> <p>市内に工場等を新增設して業務を開始する事業</p> <p>2. 対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の工場(植物工場含む) ・研究所(ソフトウェア業に供する施設含む) ・物流施設(運送業、倉庫業等に供する施設含む) <p>3. 主な要件</p> <p>【用地面積等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得 1,000 m²以上(賃貸借を含む)(研究所の場合、開発研究業務の専用床面積 200 m²以上)。 <p>【従業員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の従業員の数が 10 人以上であること(研究所の場合、研究員数 5人以上)。 ・県内雇用増1人又は県内雇用数維持かつ生産性が 10%以上向上すること(研究所の場合、県内雇用増1人)。 <p>※物流施設にあつては物流総合効率化法に定める設備の設置も必要。</p> <p>※パートタイマーは2人をもって1人に換算する。</p> <p>【業務開始期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得後3年(未造成の場合は5 	<p>1. 補助率</p> <p>○用地の取得に要する経費の補助</p> <p>【“ふじのくに”のフロンティア推進区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野の製造業、研究所の場合 <p>用地取得費の 40%以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他(物流施設を含む)、ソフトウェア業 <p>用地取得費の 30%以内</p> <p>【上記以外の区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野の製造業、研究所の場合 <p>用地取得費の 30%以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他(物流施設を含む)、ソフトウェア業 <p>用地取得費の 20%以内</p> <p>○従業員の新規雇用に要する経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員のうち市内居住者(正規従業員) <p>1人当たり 100 万円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員のうち市内居住者(パートタイマー) <p>1人当たり 50 万円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員のうち県内居住者(正規従業員) <p>1人当たり 50 万円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員のうち県内居住者(パートタイマー) <p>1人当たり 25 万円以内</p> <p>2. 交付限度額</p> <p>【“ふじのくに”のフロンティア推進区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野の製造業、研究所の場合

		年)以内に業務を開始すること。	4億円(財源:市2億円、県2億円) <ul style="list-style-type: none"> ・その他(物流施設を含む)、ソフトウェア業 3億円(財源:市1.5億円、県1.5億円) 【上記以外の区域】 <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野の製造業、研究所の場合 3億円(財源:市1.5億円、県1.5億円) <ul style="list-style-type: none"> ・その他(物流施設を含む)、ソフトウェア業 2億円(財源:市1億円、県1億円)
伊豆の国市企業立地設備投資奨励金交付要綱	H30.3 R1.6 全部改正	<p>1. 対象事業</p> <p>市内に工場等を新增設及び新たに機械設備を設置して業務を開始する事業</p> <p>2. 対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の工場(植物工場含む) ・研究所 ・物流施設(運送業、倉庫業等に供する施設含む) <p>3. 主な要件</p> <p>【設備投資規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模を拡大するための設備投資額が1億円以上であること。 <p>【雇用増又は生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の数が1人以上増加すること又は従業員の数を維持しかつ生産性が10%以上向上すること。 <p>【業務開始期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の設置のみの場合 事業着手日(工事契約日、売買契約日)から2年以内に業務を開始すること。 ・機械設備等の設置のみの場合 最初の償却資産売買契約日から1年以内に業務を開始すること。 ・工場等及び機械設備等の両方の設置の場合 工場等の設置に1年を加えた期間内に業務を開始すること。 	<p>1. 交付対象</p> <p>事業規模の拡大に伴う工場等の家屋及び償却資産に賦課される固定資産税(業務を開始した日以後最初に賦課される固定資産税)</p> <p>2. 交付額</p> <p>交付対象の固定資産税の2分の1相当額</p> <p>3. 交付限度額</p> <p>500万円</p>

22226

福島県

牧之原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
牧之原市 企業立地 促進事業 費補助金 交付要綱	H30.4 R1.8 R2.4 最終改正	1.対象者 民間企業若しくは組合又は公益法人 2.対象業種 製造業、研究所、ソフトウェア業、物流施設、植物工場 3.対象地域 市内全域 4.主な要件 (1)工場等の新增設(移転を含む) (2)用地取得後3年以内の業務開始 (3)用地取得面積 1,000 m ² 以上 (4)新規雇用従業員1人以上、操業時従業員 10 人以上(※工場の場合) (5)研究施設の床面積 200 m ² 以上、研究員5人以上(※研究所等の場合) (6)H30.4.1 以降の用地取得	【補助率】 ◎成長分野の場合 用地取得費の 3/10 以内 (ふじのくにフロンティア推進区域内は 4/10 以内) ◎その他 用地取得費の 2/10 以内 (ふじのくにフロンティア推進区域内は 3/10 以内) 【限度額】 ◎成長分野の場合 3億円 (ふじのくにフロンティア推進区域等内は4億円) ◎その他 2億円 (ふじのくにフロンティア推進区域等内は3億円) ◎新規雇用従業員1人 100 万円(市外在住の場合1人 50 万円) ※1企業1回のみ、ただし、設備投資額5億円以上(研究所等は1億円以上)の場合は複数回の適用あり
牧之原市 市内立地 工場等事業 継続強化 事業費 補助金 交付要綱	H26.4 H28.4 H29.4 H31.4 最終改正	1.対象者 静岡県第4次地震被害想定区域内に工場等を有し、事業継続計画等に基づき、市内に土地を取得し区域外等へ工場等の移転・分散をする者(平成 23 年 3 月 11 日前から県内操業に限る) 2.対象業種 (1)製造業 (2)ソフトウェア業 (3)自然科学研究所 (4)物流施設(流通加工設備を2種類以	補助金 (1)用地取得費の 2/10 以内 (2)新規雇用従業員1人当たり 50 万円 (3)限度額は(1)+(2)で 2億円以内 (4)事業継続計画 ①事業継続計画に基づく移転・分散:1企業複数回適用可能 ②事業継続計画がない場合:全面的な移転のみ対象とし、1企業1回限り

		上設置) (5)その他市長が認めるもの 3.対象地域 市内全域 4.主な要件 (1)従業員・研究員1人以上 (2)県内雇用現状維持以上 (3) 用地取得後2年以内に業務を開始 (4) 1,000 m ² 以上の用地取得研究所の 場合は床面積 200 m ² 以上	
--	--	--	--

22304

静岡県

南伊豆町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	措置の内容
南伊豆町企業立地事業費補助金	H28.9 (H29 改正)	1.対象事業 民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人が、町内で工場等を設置する事業 2.対象業種 (1) 分類表(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類)の大分類Gに掲げる情報通信業で中分類に掲げる分類符号39の情報サービス業で小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業の用に供する施設。 (2) 分類表の大分類Lに掲げる学術研究、専門・技術サービス業で中分類に掲げる分類符号71の学術・開発研究機関で小分類に掲げる分類符号711の自然科学研究所又は前号に規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設。 (3) 分類表の大分類Hに掲げる運輸業、郵便業で中分類に掲げる分類符号44の道路	1.ふじのくにフロンティア推進区域の区域内に工場等を設置する場合 (1)用地の取得及び雇用に関する補助金次に掲げる額の合計額又は2億円(別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所(以下「成長分野対象施設等」という。)を設置する場合にあっては3億円)のいずれか少ない額とする。 (1)用地の取得に要する経費の額に10分の3(成長分野対象施設等を設置する場合にあっては10分の4)を乗じて得た額 (2)新規雇用従業員数に100万円を乗じて得た額 (2)設置に関する補助金 流水占用料等の相当額。ただし、事業を開始した日の属する年度から3年を上限とする。 2.ふじのくにフロンティア推進区域の区域内以外に工場等を設置する場合

		<p>貨物運送業もしくは、同中分類に掲げる分類符号 47 の倉庫業若しくは同中分類に掲げる分類符号 48 の運輸に附帯するサービス業で小分類に掲げる分類符号 484 のコン包業の用に供する施設(流通加工等(流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。)並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。)を行うものに限る。)</p> <p>(4) (1)に規定する製造業若しくは大分類IIに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって、別に町長が定めるものを除く施設。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、経済の活性化に資するものと町長が特に認める施設</p> <p>3.主な条件</p> <p>(1) 平成 28 年4月1日以降に取得する用地の面積が、1,000 平方メートル以上であること(研究所を除く。)</p> <p>既に県内に事業所がある特定企業等については、業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、1人以上増加すること。</p> <p>(2) 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有することとなること。</p> <p>(3) 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。</p> <p>(4) 内陸フロンティア推進区域 内陸フロンティア推進区域設置要綱(平成 26 年4月1日付政地第 196 号)に基づき、県知事の指定を受けた区域。</p>	<p>(1)用地の取得及び雇用に関する補助金 次に掲げる額の合計額又は1億円(成長分野対象施設等を設置する場合にあっては2億円)のいずれか少ない額とする。</p> <p>(1)用地の取得に要する経費の額に10分の2(成長分野対象施設等を設置する場合にあっては10分の3)を乗じて得た額</p> <p>(2)新規雇用従業員数に100万円を乗じて得た額</p> <p>3.町内に設置する場合の補助金 固定資産税の相当額。ただし、1年につき1千万円、事業を開始した日の属する年度から3年を上限とする。</p>
--	--	---	---

22305

静岡県

松崎町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松崎町起業等支援 事業補助金交付要 綱	H30.6.8 施 行	<p>【事業者の定義】</p> <p>町内において事務所、店舗、旅館、民 宿、工場、作業場、その他これらに準ず るものを設置し、中小企業基本法(昭和 38年法律第154号)第2条第1項に規 定する製造業、建設業、運輸業、卸売 業、サービス業、小売業その他の業種を 営む個人又は法人その他の団体を対象 とする。</p> <p>1. 起業者 事業者のうち所得税法(昭和40年法 律第33号)第229条に規定する開業等 の届出又は法人等の設立により事業所 等を設置し、新たに事業を開始する者。</p> <p>2. 事業展開者 町内に事業所等を有する事業者のう ち所得税法第299条に規定する開業等 の届出により既存事業と異なる新たな事 業を開始する者。</p>	<p>補助金</p> <p>(1)事業所等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等整備 <p>事業所等の新築又は増改築及び付帯工事 に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備等導入 <p>事業を営むために直接必要となる設備、機 械、備品等の新規導入又は更新に要する経 費</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆補助率(額)1 事業所等につき補助対象経費 (下限20万円)の2分の1以内、上限200万 円。 <p>(2)事業所等借上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業等の拠点となる建物の賃貸借契約書 に明記された賃借料(共益費等の付帯経費 を除く。補助金の交付の決定を受けた日の 属する月から1年分に限る。) ◆補助率(額)1 事業所等につき賃借料の2分 の1以内、月額上限3万円。

22325

静岡県

函南町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
函南町企業立地 促進事業費補助 金交付要綱	H30.2	<p>1.対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)自然科学研究所又はソフトウェア業若しくは製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設</p> <p>(3)物流施設</p> <p>2.対象事業</p> <p>工場又は研究所を新設、増設又は移転し業務を開始するもので、以下の条件を満たすもの</p> <p>3.交付対象</p> <p>用地取得・新規雇用</p> <p>4.適用要件</p> <p>用地取得日から3年以内の操業開始(未造成の場合は、5年以内)</p> <p>(1)工場・物流施設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地面積 1,000 m²以上(借地を含む) ・業務開始時従業員数 10 人以上 <p>(2)研究所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究、開発に使用する床面積 200 m²以上 ・業務開始時研究員数5人以上 	<p>用地取得・新規雇用補助金</p> <p>1.補助対象額</p> <p>(1)用地取得費に 2/10(成長分野又は研究時に当たる場合は 3/10)を乗じた額</p> <p>(2)新規雇用従業員人数に 100 万円を乗じた額。但し、町内に住所を有する者とし、短時間雇用者は 1/2 換算とする</p> <p>2.補助金額</p> <p>上記(1)と(2)の合計額とし、2億円(成長分野又は研究所に当たる場合は3億円)を上限とする。</p> <p>(※対象)静岡県地域産業立地事業費補助金交付要綱の対象となるもの</p>
函南町企業立地 設備投資奨励金 交付要綱	H30.2	<p>1.対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)自然科学研究所又はソフトウェア業若しくは製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設</p> <p>(3)物流施設</p> <p>2.対象事業</p> <p>工場又は研究所を新設、改築若しくは増設又は機械設備を購入し業務を開始するもので、以下の条件を満たすもの</p> <p>3.交付対象</p> <p>新規取得した、生産又は研究開発等に係る建物・機械設備</p> <p>4.適用要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付額は交付対象に係る固定資産税相当額とする。 ・交付申請により、固定資産税が全額納付された翌年度に交付

		<ul style="list-style-type: none">・用地面積 1,000 ㎡以上・設備投資額2億円以上(中小企業者は1億円以上)・工場・物流施設の場合、業務開始時従業員数 10 人以上(中小企業者は5人以上)、研究所の場合、業務開始時 研究員数5人以上	
--	--	---	--

22341

静岡県

清水町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
清水町中小企業支援補助金 (要綱)	H27.6.29 R2.4.1 改正	町内に本社または事業所を有し、1年以上同一業種を営んでおり、町内の事業所等で事業を実施し、かつ、町税等に滞納がない中小企業	<p>1 人材育成支援事業</p> <p>従業員に事業に関連する専門性の高い免許や資格を取得させた場合、10万円を上限にその経費の一部を補助する。</p> <p>2 県外販路拡大事業</p> <p>自社製品の宣伝、情報交換などのため、県外で出展等を行った場合、20万円を上限に経費の一部を補助する。</p> <p>3 人材募集支援事業</p> <p>人材募集(正規労働者(期間の定めのない労働者であり、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として事業主に直接雇用された者に限る)を行うために広告等を作成する場合、10万円を上限に経費の一部を補助する。</p> <p>4 人材雇用支援事業</p> <p>中小企業が、人材募集支援事業を活用して人材募集を行った結果、新たに町内に居住する正規労働者を雇用し1年を経過したものに対し、定額を補助する。</p>
清水町企業立地促進事業費補助金	H28.6.1 R2.4.1 改正	<p>1. 対象施設</p> <p>(1) 製造業の用に供する施設</p> <p>(2) 自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設</p> <p>(3) 流通加工等の用に供する施設</p> <p>2. 対象事業</p> <p>(1) 工場等の雇用増を伴う新增設</p> <p>(2) 用地取得後3年(未造成の用地は5年)以内に業務を開始</p> <p>3. 主な要件</p> <p>(1) 工場の場合</p>	<p>1 用地取得補助</p> <p>(1) ふじのくにフロンティア推進区域等内</p> <p>企業等が行う企業立地促進事業に要する経費のうち、用地取得に要する経費(借地に要する経費を除く。以下同じ。)に100分の30を乗じて得た額。ただし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所(以下「別表第2に掲げる施設等」という。)を設置する場合においては、100分の40を乗じて得た額</p> <p>(2) ふじのくにフロンティア推進区域等外</p> <p>用地取得に要する経費に100分の20を乗</p>

		<p>①用地取得面積1,000㎡以上(借地を含む)</p> <p>②業務開始時従業員数10人以上</p> <p>③町内における全従業員数の増加が業務開始時に1人以上</p> <p>(2) 研究所、ソフトウェア業の場合</p> <p>①開発又は研究業務用の床面積200㎡以上</p> <p>②研究員の人数が業務開始時に5人以上</p> <p>③町内における全従業員数の増加が業務開始時に1人以上</p> <p>(3) 物流施設の場合</p> <p>①用地取得面積1,000㎡以上(借地を含む)</p> <p>②業務開始時従業員数10人以上</p> <p>③町内における全従業員数の増加が業務開始時に1人以上</p> <p>④物流総合効率化法に定める設備の設置</p>	<p>じて得た額。ただし、別表第2に掲げる施設等を設置する場合には、100分の30を乗じて得た額</p> <p>2 町内新規雇用補助</p> <p>業務開始時における町内在住新規雇用従業員数に100万円を乗じて得た額</p>
清水町地域未来牽引事業費補助金	H31.2.13	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づく地域経済牽引事業の担い手として経済産業省によって選定された事業者であり以下の要件に全て該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に本社又は事業所等を有する事業者 ・造成済の用地に係る権原の取得をした場合にあっては取得後3年以内又は事業の着手の日から2年以内に、未造成の用地の取得をした場合にあっては取得後5年以内又は事業の着手の日から2年以内に設置した施設において業務を開始する者であること。 	<p>補助対象は、事業に要する経費のうち、専ら生産、研究開発、流通加工等又は事務の用に供する部分及び事業継続のために必要な部分の建設に要するものとする。</p> <p>補助率は7パーセント以内とし、1,500万円を上限とする。</p>
清水町産業創出支援事業費補助金	H30.7.9 R2.4.1 改正	<p>補助金の交付を受けることができる者は、町内において創業、第二創業及び新事業展開をしようとする者又は町内において創業等をした者のうち、交付申請時において創業の日から1年を経過しないもので、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けようとする者が、過去に同一の事業で当該補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号</p>	<p>補助対象は創業の日を起算日とする3か月前の日から1か月後の日の間に係る経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業、法人登記に伴う書類作成等の経費 ・事務所棟の工事費、賃貸料 ・設備費、備品購入費、広告費 <p>補助金の額は補助対象となる経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。</p>

		<p>に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。</p> <p>(3) 町税(町外在住者であつては市町村民税)の滞納がないこと。</p>	
清水町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例	H28.12.14 R2.6.19 改正	<p>地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第15項の認定を受けた同条第1項に規定する地域再生計画に記載された同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者</p>	<p>地方活力向上地域内において特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率を優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する事業者 初年度～第3年度 100分の0 ・地方再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する事業者 初年度 100分の0 第2年度 100分の0.467 第3年度 100分の0.933

22342

静岡県

長泉町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
長泉町地域産業立地事業費補助金交付要綱	H18.3 H25.4 一部改正 H27.4 一部改正 H30.4 一部改正 H31.4 一部改正	○対象事業 民間の企業若しくは組合又は公益法人が長泉町内で工場等を設置する事業 ・用地取得後3年以内、未造成の用地は5年以内に業務を開始 ・設備投資額(用地取得費及び造成工事費を除く。)は、工場にあつては5億円以上、研究所においては、設備投資額(用地取得費及び造成工事費を除く。)は、1億円以上。ただし、取得する用地の面積が1万㎡未満の場合は1億円以上、1万㎡以上3万㎡未満の場合は3億円以上とする。 ・工場にあつては面積 1,000 ㎡以上(研究所等は 200 ㎡以上) ・従業員 10 人以上(研究所にあつては5人以上) ・従業員増加人数1人以上(町内企業) または雇用数維持かつ生産性の向上 10%以上	補助金 ○限度額3億円 ○企業が行う地域産業立地事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費(補助対象経費の 2/10 以内) ○企業等が行う地域産業立地事業に要する経費のうち、従業員の新規雇用に要する経費(新規雇用従業員数に 100 万円を乗じて得た額の範囲内)

22344

静岡県

小山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
小山町地域産業立地事業費補助金	H28.10 H30.8 一部改正	<p>①対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の用に供する施設 ・自然科学研究所及びソフトウェア業の分野に係る研究又は開発を行う施設 ・物流施設 ・その他、地域経済の活性化に資するものと特に認める施設 <p>②対象地域 町内全域</p> <p>③主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の雇用増を伴う新增設 ・用地取得後3年(未造成地は5年)以内に業務を開始 <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得面積 1,000 m²以上 ・業務開始時に従業員 10 人以上(パート 1/2 換算) ・既に県内に事業所がある企業は、県内における従業員数が 1 人以上増加、または雇用維持かつ生産性の向上 10%以上 <p>(2)自然科学研究所及びソフトウェア業の分野に係る研究又は開発を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発又は研究の業務に使用する床面積 200 m²以上 ・業務開始時に研究員5人以上 ・既に県内に事業所等がある企業は、県内における従業員数が1人以上増加 <p>(3)物流施設</p>	<p>補助金</p> <p>①用地取得に要する経費に 20/100(成長分野に該当する場合は 30/100)を乗じた額</p> <p>ただし、ふじのくにフロンティア推進区域への進出の場合、補助率をそれぞれ 10/100 上乘せ)</p> <p>②町内に住所を有する従業員を新規雇用に雇用した人数に 50 万円を乗じて得た額以内の額</p> <p>③限度額は①+②で2億円 (成長分野に該当する製造業、研究所に関しては、最大で3億円 ただし、ふじのくにフロンティア推進区域はそれぞれ1億円上乘せ)</p> <p>④1 企業について 1 回限り(ただし、設備投資額5億円(研究所は 1 億円)以上で複数回利用可</p>

		<ul style="list-style-type: none">・用地取得面積 1,000 m²以上・業務開始時に従業員 10 人以上(パート 1/2 換算)・既に県内に事業所がある企業は、県内における従業員数が 1 人以上増加、または雇用維持かつ生産性の向上 10%以上・流通加工用設備等の設置	
--	--	--	--

22424

静岡県

吉田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
吉田町企業立地 促進事業費補助 金	H26.7	<p>[対象]</p> <p>1) 製造業にかかる工場・研究所</p> <p>2) 自然科学研究所</p> <p>3) ソフトウェア業</p> <p>4) 物流施設</p> <p>[適用要件]</p> <p>1) 工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000 m²以上の用地取得 ・従業員 10 人以上 ・既に県内に事業所がある企業は1人以上の雇用増または雇用に変動がない場合は県内全事業所における生産性が 10%以上向上すること。 ・用地取得日から3年以内の操業開始(未造成用地の場合は5年以内) <p>2) 研究所・ソフトウェア業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究施設面積 200 m²以上 ・研究員5人以上 ・既に県内に事業所がある企業は1人以上の雇用増 ・用地取得日から3年以内の操業開始(未造成用地の場合は5年以内) <p>3) 物流施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000 m²以上の用地取得 ・従業員 10 人以上 ・既に県内に事業所がある企業は1人以上の雇用増または雇用に変動がない場合は県内全事業所における生産性が 10%以上向上すること。 ・流通加工用設備の設置 ・用地取得日から3年以内の操業開始(未造成用地の場合は5年以内) 	<p>[補助額]</p> <p>1) 新規雇用:50 万円／人</p> <p>※県補助金の履歴がある場合 (町費のみ):25 万円／人</p> <p>2) 用地取得費(通常)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野※・研究所:補助率 30%、限度額3億円 ・その他:補助率 20%、限度額2億円 ・県補助金の履歴がある場合(町費のみ):補助率 10%、限度額1億円 <p>2) 用地取得費(ふじのくにフロンティア推進区域内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野※・研究所:補助率 40%、限度額4億円 ・その他:補助率 30%、限度額3億円 ・県補助金の履歴がある場合(町費のみ):補助率 15%、限度額 1.5 億円 <p>※限度額は 1) と 2) の合計</p> <p>※成長分野:食品、医薬品・医療機器、環境関連の製造業(工場)</p> <p>[交付回数]</p> <p>2回目以降の申請についても、1回目と同様の要件とする。ただし、県の複数回要件に合致しない場合は町費のみの交付とする。</p>

22429

静岡県

川根本町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 （万 円以上）	従業員 （人以上）			
(川根本町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する規則) 設備の新增設(2700)		課税免除	固定資産税	3年度間
(川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例) 地方活力向上地域において本社機能(特定業務施設)を整備(特別償却設備の新設、増設)する事業者 ①東京 23 区から地方活力向上地域への本社機能の移転の場合(法第 17 条の2第 1 項第 1 号に掲げる事業) ②地方活力向上地域での本社機能の拡充の場合(上記移転を除く)〈法第 17 条の2第 1 項第2号に掲げる事業)		不均一課税 ①初年度 0/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 ②初年度 0/100 第2年度 0.467/100 第3年度 0.933/100	固定資産税	3年度間
(川根本町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例) 承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令第 2 条に規定する施設(家屋・構築物・土地)		課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
起業及び事業継続 チャレンジ補助金 交付要綱	H28. 4. 1 施行	【事業者の定義】 町内において、事務所、店舗、旅館、工場、作業場、その他これらに準ずるもの	補助金 1. 起業者 (1) 起業者による事業所等整備事業

		<p>を設置し、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業その他の業種を営む個人又は法人その他の団体を対象とする。</p> <p>1. 起業者 事業者のうち所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 228 条に規定する開業等の届出又は法人等の設立により事業所等を設置し、新たに事業を開始する者。</p> <p>2. 事業継続者 事業者のうち、下記のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の新築若しくは増改築又は設備の更新等により既存の商工業等を継続し、又はその規模を拡大し、若しくはサービスの向上を図る者 ・既存の商工業等の全部若しくは一部を継続しつつ、事業所等の新築若しくは増改築又は設備の更新等により、新たな商工業等の経営を開始する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等整備 事業所等の新築又は増改築及び付帯工事に要する経費 ・設備等導入 事業を営むために直接必要となる設備、機械、備品等の新規導入又は更新に要する経費 <p>◆補助率(額)1 事業所等につき補助対象経費(下限 15 万円)の2分の1以内、上限 100 万円。</p> <p>(2)起業者による事業所等借上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業等の拠点となる建物の賃貸借契約書に明記された賃借料(共益費等の付帯経費を除く。補助金の交付の決定を受けた日の属する年度分に限る。) <p>◆補助率(額)1 事業所等につき賃借料の2分の1以内、月額上限2万5千円。</p> <p>2. 事業継続者</p> <p>(1)事業継続者による事業所等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等整備 商工業を継続し、又は拡大するために直接必要となる事業所等の増改築に要する経費 ・設備等導入 商工業を継続し、又は拡大するために直接必要となる設備、機械、備品等の新規導入又は更新に要する経費 <p>◆補助率(額)1 事業所等につき補助対象経費(下限 15 万円以上)の3分の 1 以内、上限 50 万円。</p> <p>※千円未満切捨て</p>
川根本町地域産業立地事業費補助金交付要綱	H31. 2	<p>①対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の用に供する施設、自然科学研究所及びソフトウェア業の分野に係る研究又は開発を行う施設、物流施設、その他地域経済の活性化に資するものと特に認める施設 <p>②対象地域 町内全域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得に要する経費:20/100 以内(限度額:400 万円)。ふじのくにフロンティア推進区域の場合は 30/100 以内(限度額:600 万円)。同区域内かつ成長分野に該当する製造業(工場)、研究所の場合は 40/100 以内(限度額:800 万円)。 ・新規雇用:従業員1人当たり 100 万円

		<p>③主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得要件:対象の研究所又は開発を行う施設は、床面積 200 m²以上。製造業、物流施設、その他は1,000 m²以上。 ・操業要件:造成済み用地については用地取得後3年以内の操業、未造成用地については、用地取得後5年以内の操業。 ・県内全従業員の増加が1人以上(製造業・輸送業等は、県内雇用数維持かつ生産性向上 10%以上でも可)。 ・従業員数:研究所又は開発を行う施設は、研究員5人以上。製造業と輸送業等は、10人以上。 	
川根本町サテライトオフィス設置事業費補助金交付要綱	H30. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金申請後サテライトオフィスにおける業務を5年以上継続することが見込まれること。 ・ 開設したサテライトオフィスにおいて従業員が1人以上就労していること。 ・ 業種要件なし。 	<p>(1)施設改修事業</p> <p>①補助率 3分の2以内</p> <p>②対象経費 取得又は賃借した施設の改修に要する経費、電気通信役務の提供を受けるために新たに必要とする経費、その他特に必要と認める経費</p> <p>③限度額 取得した施設の改修:300万円 賃借した施設の改修:300万円から施設賃借料助成申請額を差し引いた残りの額</p> <p>(2)施設賃借料助成事業</p> <p>①補助率 2分の1以内</p> <p>②対象経費 オフィスの賃借料に要する経費(※敷金・礼金・共益費を除く。)</p> <p>③限度額 8万円/月(最大3年間 288万円)</p>

22461

静岡県

森町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
森町産業立地 事業費補助制 度	H10.3	<p>1.対象業種</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)ソフトウェア業</p> <p>(3)自然科学研究所</p> <p>(4) (1)の製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設</p> <p>(5)流通加工等を行う物流施設</p> <p>(6)町長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2.対象地域 森町内全域</p> <p>3.対象事業</p> <p>(1)用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年)</p> <p>(2)製造業、物流施設、町長特認施設については、取得する用地面積が1,000㎡以上</p> <p>(3)ソフトウェア業、自然科学研究所については開発・研究施設の床面積が200㎡以上</p> <p>(4)物流施設については、流通加工用設備等の2種類以上の設置</p> <p>(5)製造業町長特認施設については、新規雇用従業員数が業務開始時に10人以上(パートは1/2人換算)</p> <p>※週30時間以上の就業時間であれば従業員とし、30時間未満をパートとする</p> <p>(6)すでに県内に事務所がある企業等については、当該企業等の県内における全従業員の増加人数が、業務を開始する時に1人以上</p> <p>(7)ソフトウェア業、自然科学研究所については、研究員数が業務開始時に5人以上</p> <p>(8)H26.4.1以後に用地取得</p> <p>4.一定要件(当該事業所及び県内全従業員の増加が50人以上かつ設備投資額30億円以上)を満たす場合は、複数交付が可能</p> <p>5.他の法令等により既に国県、市町村等の補助の対象と</p>	<p>補助金</p> <p>○新たに町内において左記の業務を行う企業への補助額は、下記①と②の合計額とする(ただし2億円を限度、※ふじのくにフロンティア推進区域は3億円)</p> <p>①用地取得に要する経費の1/5(※ふじのくにフロンティア推進区域は1/3)</p> <p>②従業員の新規雇用に要する経費</p> <p>・成長分野(食品・医薬品等)の工場、研究所の立地の場合、用地取得への補助率を1/10、限度額を1億円上乗せ</p> <p>・新たに県内に事業所を設置する企業等にあつては、「操業開始日の属する月末の従業員数」の「用地の取得若しくは賃貸借の契約日の属する月の前月末の従業員数」に対する増加人数に、すでに県内に事業所がある企業等にあつては、「操業開始日の属する月末の従業員数」の「用地の取得若しくは賃貸借の契約日の属する月の前月から起算して前1年間の平均従業員数(1人未満の場合の端数は切り捨てとする。)」に対する増加人数に、50万円を乗じて得た額</p> <p>○ただし他の法令等により既に国、県、市町村等の補助の対象になった経費は除く</p>

		なつた経費は、補助の対象となる経費に含めない	
森町産業立地 奨励事業費補 助金交付要綱	H29.12	平成 29 年 4 月 1 日以後に、町内に土地・家屋または償却資産を取得し、次のいずれかの産業立地関係補助金の交付を受け、工場等を設置した企業等 ・森町産業立地事業費補助金 ・静岡県新規産業立地事業費補助金	補助金 (1) 補助対象額 新增設を行った施設の土地・建物・償却資産に対して課税される固定資産税・都市計画税の課税相当額 (2) 補助対象期間 最初の課税年度の翌年度から 3年間交付 (3) 限度額 300 万円/年

詳しくはこちら([森町企業立地・雇用促進特設サイト](#))